

第 6 期智頭町障がい福祉計画
第 2 期智頭町障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月

智頭町

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	4
4	計画策定の体制	4
5	計画の推進体制	5
6	計画の実施状況の点検及び評価	5

第2章 障がいのある人等の現状

1	障害者手帳所持者数の状況	6
2	難病のある人の状況	13
3	障がいのある子どもの状況	14
4	障がい福祉サービスの利用状況	16
5	障がいのある人の雇用状況	19
6	民生委員・児童委員等の状況	19
7	保健サービスの利用状況	20
8	第5期智頭町障がい福祉計画の実施状況	21
9	第1期智頭町障がい児福祉計画の実施状況	28

第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

1	計画の目的及び特徴	30
2	計画期間中の状況推移	30
3	障害福祉サービスの体系	31
4	第6期障がい福祉計画の数値目標	32
5	障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	36
6	地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策	45

第4章 第2期智頭町障がい児福祉計画

1	計画の目的及び特徴	49
2	第2期障がい児福祉計画の数値目標	50
3	障害児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	53
4	障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	55

第5章 参考資料

1	関係機関一覧	56
---	--------	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に障害者基本法に基づき「智頭町障がい者計画」【計画期間：平成27年度～平成35年度（令和5年度）】を策定し、「ともに生きる地域社会の構築」を基本理念として、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づき、「第5期智頭町障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」【計画期間：平成30年度～平成32年度（令和2年度）】を一体的に策定し、サービスの数値目標・事業目標を定め、サービス提供体制基盤の整備を進めています。

そのような中、智頭町では令和元年7月に国から「SDGs未来都市」に選定されるという、大きな動きがありました。「SDGs未来都市」とは、「持続可能な開発目標」という意味を持つSDGsの、2030年までに「誰一人取り残さない」という理念の達成の為に優れた取組を行う都市が選定されるものです。智頭町は「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」という第7次総合計画の将来像や独自性のある住民自治の取組が評価されて、「SDGs未来都市」に選定されました。今後もその名にふさわしい「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」に向けて障がい者支援にも一層の努力を重ねて参ります。

そうして現在、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「第5期智頭町障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度に終了することから、「第6期智頭町障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」【計画期間：令和3年度～令和5年度】を新たに一体的に策定することとします。

2 計画の位置づけ

この計画は、「障害者総合支援法」第88条に定める「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

○障害者総合支援法（抜粋）

第八十八条 市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画において、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努める。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

第1章 計画の概要

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○児童福祉法（抜粋）

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる次項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる次項について定めるように努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、その他の関係機関との連携に関する事項
 - 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を策定するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の期間を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

「智頭町障がい者計画」では、基本理念として「ともに生きる地域社会の構築」を掲げています。

障がいのある方が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、具体的な行動に移すことができる取組が必要となります。

このようなことから、障がいのある人もない人も、一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる地域社会の実現を目指します。

第1章 計画の概要

3 計画の期間

「第6期智頭町障がい福祉計画」及び「第2期智頭町障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします

	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者計画 (障害者基本法 第11条3項)	智頭町障がい者計画					
障がい福祉計画 (障害者総合支援 法第88条)	第5期智頭町障がい福祉計画			第6期智頭町障がい福祉計画		
障がい児福祉計画 (児童福祉法 第33条20項)	第1期智頭町障がい児福祉計画			第2期智頭町障がい児福祉計画		

本計画の対象期間

4 計画策定の体制

(1) 第6期智頭町障がい福祉計画・第2期智頭町障がい児福祉計画策定委員会の設置

策定にあたり「第6期智頭町障がい福祉計画・第2期智頭町障がい児福祉計画策定委員会」を設置しました。

この委員会は、関係者団体の代表者や有識者、障がいのある人又はその家族の代表のほか、保健・医療・福祉・雇用・教育等の関係者で構成され、本町の障がい者福祉施策を推進するためのさまざまなご意見をいただきました。

(2) 県東部圏域での連携

障がい福祉施策の着実な実施には、広域的な取組が必要となります。計画策定にあたり、県東部1市4町との協議、調整を行い、目標の設定、各種サービスの事業量の見込みを反映しました。

5 計画の推進体制

障がい者施策は、保健・医療・福祉のみでなく、教育、雇用、建設などのあらゆる分野に及んでいるため、各分野との連絡・連携を緊密にし、総合的に計画を推進しています。

計画の推進にあたっては、町民、国、県、医療機関、関係団体、企業及びサービス提供事業者の理解と協力が不可欠であるため、十分に連携を図ります。

6 計画の実施状況の点検及び評価

各年度におけるそれぞれの事業実績等をふまえ、計画の実施状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

障がい福祉サービス利用者や障がい者団体との意見交換などをふまえ、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。

第2章 障がいのある人等の現状

1 障害者手帳所持者数の状況

【人口】

区分	人口	18歳未満	18～64歳	65歳以上
男	3,212人	412人	1,622人	1,178人
女	3,644人	364人	1,596人	1,684人
合計	6,856人	776人	3,218人	2,862人

(令和2年3月31日現在 税務住民課)

【障害者手帳所持者の状況】

区分	手帳所持者	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者	402人	2人	74人	326人
	100%	0.50%	18.41%	81.09%
知的障がい者	115人	9人	83人	23人
	100%	7.83%	72.17%	20.00%
精神障がい者	92人	0人	64人	28人
	100%	0.00%	69.57%	30.43%
合計	609人	11人	221人	377人
	100%	1.81%	36.29%	61.90%

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

(令和2年3月31日現在 福祉課)

○令和2年3月31日における智頭町の人口は6,856人です。

そのうち、障害者手帳所持者は609人で、総人口の約8.9%を占めています。

○令和2年3月31日現在、障害者手帳所持者の内訳は、身体障がいのある人が402人、知的障がいのある人が115人、精神障がいのある人が92人で、身体障がいのある人が全体の6割以上を占めています。

○年齢別にみると、障害者手帳保持者の61.90%が65歳以上の高齢者となっています。

身体障がいのある人では65歳以上の高齢者が8割以上を占め、知的障がいのある人では18～64歳が7割以上、精神障がいのある人では18～64歳の割合が7割近くとなっています。

(1) 身体障がいのある人の状況

①等級別

区分	手帳所持者数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成27年度	445人	123人	63人	91人	114人	32人	22人
	100%	27.64%	14.16%	20.45%	25.62%	7.19%	4.94%
平成28年度	437人	129人	59人	87人	109人	30人	23人
	100%	29.52%	13.50%	19.91%	24.94%	6.87%	5.26%
平成29年度	495人	105人	59人	78人	176人	42人	35人
	100%	21.21%	11.92%	15.76%	35.56%	8.48%	7.07%
平成30年度	403人	116人	59人	76人	107人	26人	19人
	100%	28.78%	14.64%	18.86%	26.55%	6.45%	4.71%
平成31年度	401人	120人	62人	71人	101人	27人	20人
	100%	29.93%	15.46%	17.70%	25.19%	6.73%	4.99%

※各等級の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○手帳所持者の等級の占める割合では、中度の障がい(3、4級)と重度の障がい(1、2級)が同じ割合となっており、それぞれが約4割を占めています。

②種類別

区分	手帳所持者数	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	内部	肢体
平成27年度	445人	26人	30人	5人	99人	285人
	100%	5.84%	6.74%	1.12%	22.25%	64.05%
平成28年度	437人	28人	33人	5人	97人	274人
	100%	6.41%	7.55%	1.14%	22.20%	62.70%
平成29年度	495人	24人	22人	5人	102人	341人
	100%	4.85%	4.44%	1.01%	20.61%	68.89%
平成30年度	403人	21人	33人	3人	94人	252人
	100%	5.21%	8.19%	0.74%	23.33%	62.53%
平成31年度	401人	22人	31人	2人	97人	249人
	100%	5.49%	7.73%	0.50%	24.19%	62.09%

※各種類の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

第2章 障がいのある人等の現状

③種別・等級別

種別	1級			2級			3級		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
視覚障害	7	8	8	8	6	7	1	1	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	4	9	7	6	7	7
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	2	1	0	3	1	1
肢体不自由	22	37	37	45	43	48	60	61	57
内部機能障害	76	71	75	0	0	0	8	6	6
計	105	116	120	59	59	62	78	76	71

種別	4級			5級			6級		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
視覚障害	4	3	4	2	1	1	2	2	2
聴覚・平衡機能障害	3	8	6	1	0	0	8	9	11
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	1	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	150	78	74	39	25	26	25	8	7
内部機能障害	19	17	16	0	0	0	0	0	0
計	176	107	101	42	26	27	35	19	20

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○障害種別によっては存在しない等級があり、それにより等級毎の所持者数には偏りがあります。例えば、音声・言語・そしゃく機能障害、内部機能障害には5・6級が存在しないため、全体的にも5・6級は少ないですが、1級などは聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害には存在しないものの、内部機能障害の7割近くが1級に偏っているため全体的な所持者は多くなっています。

④申請種別・等級別

種別	1級			2級			3級		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
交付申請	10	5	7	3	5	0	1	5	2
再交付申請	10	11	11	2	6	6	3	6	2
居住地等変更届	5	4	1	3	1	1	2	2	1
返還書	22	23	18	4	10	10	14	8	4
計	51	43	37	12	22	17	20	21	9

種別	4級			5級			6級		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
交付申請	5	6	5	0	2	0	0	1	2
再交付申請	3	4	11	0	0	3	0	1	0
居住地等変更届	2	0	1	0	0	0	0	1	0
返還書	6	7	16	0	2	2	2	1	0
計	16	17	33	0	4	5	2	4	2

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

※再交付申請は10年毎の再交付の他、等級の変更、紛失、破損等、複数の要因での申請が含まれます。

※返還書については、再交付申請によって新しい手帳の受け取った際に古い手帳を返還する場合の他、所持者の死亡による返還が含まれます。

○全体的な傾向として1級の申請が多い傾向にあります。これは所持者全体に占める1級の割合が多いことも一つの要因ですが、同時に1級の多くを占める内部機能障害の中には、取得後数年で再認定を必要とする場合があり、その為再交付申請とそれに伴う返還書の件数が多くなるのが一因だと考えられます。

第2章 障がいのある人等の現状

⑤申請種別・年齢別

〈平成29年度〉

種別	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	合計
視覚障害	0	0	0	0	1	0	0	1
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	2	0	2	3	0	1	1	8
内部機能障害	0	1	1	2	4	2	2	10
合計	2	1	3	5	5	3	3	19

〈平成30年度〉

種別	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	合計
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	1	3	1	0	5
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	1	1	1	6	2	0	1	12
内部機能障害	0	0	2	1	4	0	0	7
合計	1	1	3	8	9	1	1	24

〈平成31年度〉

種別	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代	合計
視覚障害	0	0	1	0	0	0	0	1
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	3	0	0	3
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	2	1	2	0	0	0	5
内部機能障害	0	0	2	0	4	2	0	8
合計	0	2	4	2	7	2	0	17

※30代以下の申請実績は無かったため、申請実績のあった40代以上のみを記載しています。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○表外に記載の通り30代以下の申請実績はなく、加齢に伴い申請数が増加し、80代をピークに申請数が減少しています。また、肢体不自由や内部機能障害が比較的若い年代から申請実績があるのに対して、聴覚・平衡機能障害は（中でも聴覚障がいは）60代以下の申請実績が無いなど、他の障がい種別に比較してより高齢者に申請が多い傾向が見られました。

(2) 知的障がいのある人の状況

①障がい程度別

区分	手帳所持者数	A 判定	B 判定
平成 27 年度	105人	29人	76人
	100%	27.62%	72.38%
平成 28 年度	105人	30人	75人
	100%	28.57%	71.43%
平成 29 年度	106人	29人	77人
	100%	27.36%	72.64%
平成 30 年度	111人	29人	82人
	100%	26.13%	73.87%
平成 31 年度	111人	32人	79人
	100%	28.83%	71.17%

※各障がい程度の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○知的障がいのある人の障がい程度をみると、B判定（軽度）所持者が7割を占めています。

②申請種別

種別	A			B		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
交付申請	0	0	0	2	4	1
再交付申請	1	0	0	2	2	1
再判定依頼書	0	0	0	2	3	0
居住地等変更	0	2	3	3	2	1
返還届	0	2	1	2	2	2
計	1	4	4	11	13	5

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

※再交付申請は等級の変更、紛失、破損等、複数の要因での申請が含まれます。

※返還書については、再交付申請によって新しい手帳の受け取った際に古い手帳を返還する場合の他、所持者の死亡による返還が含まれます。

○療育手帳については所持者の7割がB判定ということもあり申請全体を見てもB判定の方の申請が多い状況にあります。また、療育手帳に関しては、20歳から50歳にかけて10年毎の再判定が必要なため、平成31年度にこそ実績が無いものの、再判定の申請件数は横ばい傾向にあります。

第2章 障がいのある人等の現状

(3) 精神障がいのある人の状況

①障がい程度別

区分	手帳所持者数	1級	2級	3級
平成27年度	63人	13人	46人	4人
	100%	20.63%	73.02%	6.35%
平成28年度	75人	13人	59人	3人
	100%	17.33%	78.67%	4.00%
平成29年度	79人	15人	60人	4人
	100%	18.99%	75.95%	5.06%
平成30年度	82人	11人	67人	4人
	100%	13.41%	81.71%	4.88%
平成31年度	87人	11人	71人	5人
	100%	12.64%	81.61%	5.75%

※各障がい程度の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○精神障がいのある人は年々増加傾向にあります。

障がいの程度をみると、2級所持者が7～8割を占めています。

②申請種別

種別	1級			2級			3級		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新規申請	1	0	0	3	4	3	0	0	1
継続申請	5	4	5	28	23	29	1	1	0
計	6	4	5	31	27	32	1	1	1

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○申請件数の傾向自体は等級の割合とある程度比例しますが、精神障害者保健福祉手帳に関しては有効期間が2年間と短い為、他2障がいに比べて継続申請の件数が多くなっています。

②自立支援医療（精神通院）受給者数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
受給者数	101人	103人	102人	102人	104人

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○自立支援医療（精神通院）の受給者数は、平成31年度末で104人となり、年々増加傾向にあります。

2 難病のある人の状況

(1) 指定難病認定患者数、小児慢性特定疾病認定患者数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
指定難病認定患者数	46人	44人	37人	44人	42人
小児慢性特定疾病認定患者数	12人	11人	10人	8人	7人
合計	58人	55人	57人	52人	49人

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 鳥取市保健所保健医療課／健康・子育て推進課)

○難病のある人の状況は、平成31年度で指定難病認定患者が42人です。また、小児慢性特定疾病認定患者は7人です。

第2章 障がいのある人等の現状

3 障がいのある子どもの状況

(1) 特別支援学校への就学状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
小学部	0人	0人	0人	0人	0人	0人
中学部	3人	3人	1人	0人	0人	1人
高等部	3人	2人	2人	4人	6人	4人
合計	6人	5人	3人	4人	6人	5人

※平成31年度は令和元年度と読み替えます (各年度5月1日現在 教育課、各特別支援学校高等部)

○特別支援学校への就学状況は、令和2年度で中学部が1人、高等部が4人です。

(2) 特別支援学級の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
小学校	4学級 9人	4学級 8人	5学級 14人	4学級 12人	3学級 11人	3学級 8人
	2学級 4人	2学級 5人	2学級 3人	2学級 2人	3学級 3人	3学級 6人
合計	6学級 13人	6学級 13人	7学級 17人	6学級 14人	6学級 14人	6学級 14人

※平成31年度は令和元年度と読み替えます (各年度5月1日現在 教育課)

○小学校では平成30年度以降に2学級減り令和2年度で3学級、児童8人と減少傾向にあり、対して中学校については平成31年に特別支援学級が増設され3学級になり、生徒数は令和2年度で利用者が増え6人と増加傾向にあります。

(3) 学校外の子育て支援の状況

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
1号認定	0人	0人	0人
2号認定	2人	3人	2人
3号認定	1人	0人	0人
放課後児童クラブ	1人	1人	1人
合計	4人	4人	3人

(参考) 各区分の概要

サービス種別	内容
1号認定区分での施設利用	幼稚園、認定こども園などの受入施設で、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
2号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
3号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童クラブ	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えます。

○第1期障がい児福祉計画より見込量の設定を始めたためそれ以降の実績を記載していますが、各年度において実績は異なるものの、現在智頭町にはない1号認定施設を除く各区分において支援体制の提供を行っています。

乳幼児健診や巡回支援専門員の巡回訪問等により支援の必要な児童の早期発見に努め、未就学時点から就学後まで切れ目の無い支援の提供を目指しています。

第2章 障がいのある人等の現状

4 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障がい者

サービス区分	利用者数	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
居宅介護（ホームヘルプ）	11人	0人	0人	3人	2人	5人	1人	0人	0人
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
同行援護	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
行動援護	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
短期入所（ショートステイ）	2人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人
療養介護	3人	0人	1人	0人	2人	0人	0人	0人	0人
生活介護	32人	3人	7人	2人	16人	0人	4人	0人	0人
施設入所支援	22人	0人	6人	0人	14人	0人	2人	0人	0人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立生活支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
就労継続支援A型	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
就労継続支援B型	73人	8人	3人	23人	10人	16人	12人	1人	0人
共同生活援助（グループホーム）	21人	3人	0人	5人	7人	0人	6人	0人	0人
合計	166人	14人	17人	35人	53人	21人	25人	1人	0人

※障がい重複している利用者の場合、主たる障がいについてカウントしています。

※複数のサービスを利用している場合、各サービスそれぞれで1人とカウントしています。

※「町内」とは町内に所在する事業所を利用している場合を、「町外」とは町外に所在する事業所を利用している場合を指します。

（令和2年12月31日現在 福祉課）

○現在、障害福祉サービスを利用している障がい者は、延べ166人（実人数は116人）です。

○重度訪問介護や同行援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援については、現在利用がありません。

○療養介護、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活支援自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型を提供する事業所が町内になく、町外の事業所を使わざるを得ない状況にあります。

(2) 障がい児

サービス区分	利用者数	身体障がい		知的障がい		精神障がい		難病	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外
児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
保育所等訪問	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人

※精神障がいには、発達障がいも含まれます。

※「町内」とは町内に所在する事業所を利用している場合を、「町外」とは町外に所在する事業所を利用している場合を指します。

(令和2年12月31日現在 福祉課)

○現在、障害児通所支援事業を利用している障がい児は1人です。

○難病のある子どもについては、現在利用者がありません。

○児童発達支援や保育所等訪問、医療型児童発達支援については、現在利用者がありません。

○障がい児サービス事業所は町内になく、町外の事業所を使わざるを得ない状況にあります。

(3) 障がい支援区分認定者数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合
区分1	0	0	3	2	1	1	0	0	7	8.75%
区分2	0	1	5	4	3	8	2	0	23	28.75%
区分3	0	2	3	6	3	4	1	0	19	23.75%
区分4	0	0	3	2	3	7	0	0	15	18.75%
区分5	0	0	0	1	0	2	1	2	6	7.5%
区分6	1	1	0	3	3	1	1	0	10	12.5%
合計	1	4	14	18	13	23	5	2	80	
割合	1.25%	5%	17.5%	22.5%	16.25%	28.75%	6.25%	2.5%		

※サービス種別によっては、障がい支援区分認定は不要なためサービス利用者数とは一致していません。

(令和2年12月31日現在 福祉課)

○支援区分の認定が付いている方は第5期の時点の70名から10名増えておりますが、障がい福祉サービス利用者全体に占める割合としては約69%と、第5期の70%から微減となっております。

○一般的な施設入所要件である区分4以上の方が約39%を占め、50歳以上の施設入所要件である区分3の方を含めると約63%と全体の3分の2を占めています。

○支援区分の認定が付いた方の割合は、30代から60代で全体の85%を占め、なおかつ区分2から4が付いた方が全体の3分の2を占めております。

第2章 障がいのある人等の現状

(4) サービス利用者 障がい種別・年齢別

年齢	身体障がい			知的障がい			精神障がい		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
10代	1人	1人	1人	0人	0人	2人	0人	0人	1人
20代	1人	1人	1人	11人	9人	8人	2人	3人	4人
30代	4人	4人	3人	12人	12人	12人	2人	2人	2人
40代	5人	5人	6人	11人	11人	14人	5人	6人	6人
50代	1人	1人	1人	8人	9人	10人	2人	3人	4人
60代	7人	6人	6人	16人	17人	17人	8人	9人	11人
70代	2人	2人	2人	5人	3人	3人	3人	4人	4人
80代	2人	2人	1人	2人	2人	2人	0人	0人	0人
90代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	23人	22人	21人	65人	63人	68人	22人	27人	32人

※障がい種別については、重複障がいの場合、所持している各障がいで1人としてカウントするため合計しても日利用者数とは一致しません。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在 福祉課)

○知的障がいのある利用者が最も多く、次いで身体障がい・精神障がいという状況が平成29年度までの状況でしたが、平成30年度以降は精神障がいを所持する利用者が年々増加しており、身体障がいを所持する利用者の数を上回っています。

○支援区分の認定が付いている方は第5期の時点の70名から10名増えておりますが、障がい福祉サービス利用者全体に占める割合としては約69%と、第5期の70%から微減となっております。

5 障がいのある人の雇用状況

(1) 雇用率の状況

区分	智頭町役場	鳥取県民間企業
障がい者雇用率	2.43%	2.37%

(令和2年6月1日現在 鳥取労働局)

○令和2年6月1日における智頭町役場の障がい者雇用率は2.43%で、国及び地方公共団体の法定雇用率2.5%を下回っています。

○令和2年6月1日における鳥取県民間企業の障がい者雇用率は2.37%で、民間企業の法定雇用率2.2%を上回っています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行状況

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込)
一般就労への移行	0人	1人	3人	0人

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月31日現在、令和2年度のみ12月31日現在 福祉課)

○福祉就労から一般就労への移行は、平成29年度は0名ですが、平成30年度は1名、平成31年度は3人となっています。令和2年度実績見込は0名となっています。

6 民生委員・児童委員等の状況

(1) 民生員・児童委員数、身体・知的障がい者相談員数の推移

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
民生委員・児童委員	30人	30人	29人	29人
主任児童委員	2人	2人	2人	2人
身体障がい者相談員	2人	2人	1人	2人
知的障がい者相談員	1人	1人	1人	1人

※平成31年度は令和元年度と読み替えます (各年度4月1日現在 福祉課)

○令和2年度において、民生委員・児童委員は1名の欠員が出ており計31名です。そのうち、2名が主任児童委員です。また、平成31年度に1名欠員が出ていたものの、身体障がい者相談員は2名、知的障がい者相談員は1名の体制で活動していただいています。

第2章 障がいのある人等の現状

7 保健サービスの利用状況

(1) 乳幼児健康診査受診率の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～4か月児健診	96.7%	100%	85.7%	89.1%	100%
6～7か月児健診	95.2%	100%	97.2%	96.9%	96.8%
9～10か月児健診	97.6%	97.2%	95.0%	85.7%	100%
1歳6か月児健診	97.6%	90.9%	93.8%	100%	100%
3歳児健診	95.6%	94.9%	98.0%	95.7%	94.7%
5歳児健診	100%	100%	100%	100%	100%

※健診対象月に体調不良等の理由で未受診であっても、未受診案内によって次健診時等に受診したものはカウント（年度をまたぐものを含む）。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

（福祉課）

○乳幼児期の身体発育や精神発達の疾病や異状を早期に発見し、適切な指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的に、乳幼児健康診査を実施しています。

前年までは大きく増減があったものの、平成30年度の受診率は全年齢においても9割以上となっており、高い受診率になっています。

(2) 健康診査等受診率の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
特定健診	32.3%	34.2%	33.8%	36.2%	34.3%
後期高齢者健診	7.2%	9.6%	11.3%	12.3%	13.8%
胃がん検診	25.6%	26.4%	27.2%	27.8%	28.0%
肺がん検診	27.2%	31.8%	31.0%	30.9%	32.4%
大腸がん検診	35.1%	36.4%	34.6%	31.6%	33.8%
子宮がん検診	26.1%	28.4%	27.7%	28.4%	26.4%
乳がん検診	16.3%	18.0%	17.3%	17.8%	17.4%

※特定健診の受診率は法定報告より、特定健診以外の受診率は町事務報告より抜粋。

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

（福祉課）

○平成29年度以降の健康診査等の受診状況について、特定健診は多少の増減をしつつ横ばい傾向にあります。その他検診については後期高齢者健診・胃がん検診は微増傾向にあります。それ以外に関しては年度毎に増減はあるものの横ばい傾向です。

8 第5期智頭町障がい福祉計画の実施状況

(1) 目標に対する進捗状況

第5期計画で設定した目標の進捗状況は次のとおりです。

目標		令和2年度末目標値	令和2年度末実績見込	進捗率
①施設入所者の地域生活への移行	地域移行者	累計2人	累計1人	50%
	施設入所者の減	施設入所者 25人 累計1人減	施設入所者 22人 累計4人減	400%
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		—	—	—
	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1カ所	2カ所	200%
③地域生活支援拠点等の整備		1カ所	1カ所	100%
④福祉施設から一般就労への移行者数		累計3人	累計5人	166%
⑤就労移行支援事業の利用者数		5人	3人	60%
⑥就労移行率3割以上の就労移行支援事業所		50%	0%	0%
⑦就労定着支援1年後の就労定着率		80%	0%	0%

① 施設入所者の地域生活への移行

具体的な内容としては、地域移行支援のサービスを利用して、施設入所からグループホーム及び在宅、あるいはグループホームから在宅へと移行した方を計上しています。施設入所者数については4人減少となり目標値を達成しましたが、療養介護にサービスが移行した方も含まれており、地域移行した人数は1人と目標値の2人移行までは到達しませんでした。また、地域移行を達成した方は施設入所からの移行ではなく、精神科病院からの移行という形であったため、施設入所者の地域移行支援のサービス利用はありませんでした。

要因として、地域移行支援のサービスが十分に浸透していない事が大きな原因の一つとして考えられ、鳥取県東部圏域の他の自治体や鳥取市保健所とも協力して、今後入所施設や病院へのサービスの周知と協力をより強化していくことを検討しています。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の定義としては、「精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと」を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」としています。現在、その前段となる保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に取り組んでおり、令和2年度末時点で2カ所の設置となる見込です。

1カ所目の鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議（及びその実務者会議である鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行連絡会）にて精神科病院からの地域移行等を重点に協議しており、2カ所目の鳥

第2章 障がいのある人等の現状

取県東部4町障害者地域生活支援協議会にて教育、地域の福祉関係者との連携に関して協議しています。この2カ所で連携をしていきつつ精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、本町においては令和2年度末を目途に整備する見込です。整備の方向性としては、既存の社会資源をつなぎ地域生活支援拠点に必要な機能を整備する面的整備型での拠点整備をする方針です。具体的には利用希望者の利用調整を行うコーディネイターの役割を役場直営で実施する形で検討しています。必要な予算措置及び各機関との事前調整を今後実施し、令和3年度から運用を始める予定です。

④ 福祉施設から一般就労への移行者数

一般就労への移行の実績については、平成30年度に1人、令和元年度に3人が一般就労への移行を達成し、累計4人の実績となります。

今後も福祉、労働、教育等の関係機関や企業との連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有を進め、障がいの適性に応じた就労を促進します。

⑤ 就労移行支援事業の利用者数

平成30年度から令和2年度まで各1人の累計3人の利用実績があり、累計5人という目標は達成できておりません。また、これらの利用実績に関しては、一般就労の経験の無い学生が卒業後に就労継続支援事業を利用するためのアセスメント作成を目的とした利用となっています。

⑥ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が全体の50%以上とすることを目標としておりましたが、これは目標設定した平成29年度時点で本町に就労移行支援事業所が所在しなかったため、以後新規事業所が町内でサービスを行う際の指針として設定しております。結果として、それ以後新規事業所の開設がなかったため達成率は0%となっております。

⑦ 就労定着支援1年後の職場定着率

就労定着支援事業利用後の職場定着率を、支援開始1年後時点で80%以上とすることを目標としておりましたが、就労定着支援事業の利用実績がなかったため、定着率は0%となっております。

④から⑦までの目標達成状況を通して見た場合、福祉就労から一般就労への移行実績や就労移行支援事業の利用実績こそありましたが、その実績に関しては就労移行支援を利用して一般就労へ移行した例はなく、一般就労を達成した対象者は全て就労継続B型から一般就労へと移行しております。また、それらの対象者は一般就労後に就労定着支援事業を利用していた例はありませんでした。これらの点から、就労に関するサービスが上手く対象者へと繋がっていないというのが現在の課題となっています。

(2) 障がい福祉サービス

平成30年度から令和2年度9月分利用実績に基づく障害福祉サービスの第5期計画見込量及び実績は次のとおりです。

区分	単位	平成30年度			平成31年度			令和2年度			
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	利用時間/月	145時間	37時間	25.52%	145時間	56時間	38.62%	145時間	56時間	38.62%
	重度訪問介護	利用時間/月	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%
	同行援護	利用時間/月	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%	10時間	0時間	0.00%
	行動援護	利用者数/月	1人	1人	100.00%	1人	1人	100.00%	1人	1人	100.00%
	重度障害者等包括支援	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%
日中活動系	生活介護	利用人数/月	567日	591日	104.23%	567日	578日	101.94%	567日	620日	109.35%
	療養介護	利用人数/月	1人	1人	100.00%	1人	2人	200.00%	1人	3人	300.00%
	短期入所(福祉型)	利用人数/月	14日	4日	28.57%	14日	0日	0.00%	14日	0日	0.00%
	短期入所(医療型)	利用人数/月	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%
	自立訓練(機能訓練)	利用人数/月	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%
	自立訓練(生活訓練)	利用人数/月	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%	20日	0日	0.00%
	就労移行支援	利用人数/月	70日	0日	0.00%	70日	0日	0.00%	70日	0日	0.00%
	就労継続支援A型	利用人数/月	43日	42日	97.67%	43日	21日	48.84%	43日	18日	41.86%
	就労継続支援B型	利用人数/月	994日	1,065日	107.14%	994日	1,204日	121.13%	994日	1,178日	118.51%
	就労定着支援	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%
居住系	共同生活援助(グループホーム)	利用者数/月	15人	18人	120.00%	15人	17人	113.33%	15人	21人	140.00%
	施設入所支援	利用者数/月	26人	25人	96.15%	25人	23人	92.00%	25人	22人	88.00%
	自立生活援助	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%
相談支援系	計画相談支援	利用者数/年	98人	103人	105.10%	99人	107人	108.08%	100人	113人	113.00%
	地域移行支援	利用者数/月	1人	1人	100.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%
	地域定着支援	利用者数/月	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%	1人	0人	0.00%

※平成31年度は令和元年度と読み替えます

(各年度3月分実績、令和2年度のみ9月分実績)

第2章 障がいのある人等の現状

① 訪問系サービス

居宅介護・行動援護については継続的に利用実績があり、居宅介護に関しては利用者数及び利用量も年々増加しておりますが利用見込と実績には大きな開きが存在しています。これについては第5期の計画作成時点でサービス利用量が非常に多かった利用者がサービス終了したためです。

また、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については利用実績がありません。同行援護、重度障害者等包括支援は、町内で利用可能な事業所がないため、利用者のニーズに応えきれていない状況があります。

② 日中活動系サービス

生活介護については、施設入所の減少に伴い施設入所と併用していた利用者層が減少したものの、令和2年度より生活介護全体の実績は増加しています。これは、町内で新規事業所が開所したためそれ以上に生活介護を単独利用する層が増えたためです。

療養介護に関しては平成30年度以降、毎年1名ずつ利用者が増加しており、施設入所等で医療依存度が高い方の受け皿として機能しています。

短期入所については医療型の利用が全く無い他、福祉型についても第5期策定期間に比べ定期的な利用が減少しており、数ヶ月に一度程度の利用が主なため、抽出月以外の期間を通して利用量が減少しています。利用ニーズの減少も要因として考えられますが、周知の不足も否定できないため、町報やホームページ等を活用し自宅で障がいのある人を介護している家族の負担軽減、緊急時の利用等の役割をより周知していく必要があります。

自立訓練については、利用者数は生活訓練、機能訓練はともに利用者がなく実績がありません。本町から通うことのできる事業所がないため、サービス提供事業所の整備が求められます。

就労移行支援については、第5期策定以後、学生が卒業後に就労継続支援事業を利用するためのアセスメント作成の目的のみ実績があり、年間を通しての実績は10日以下となっています。福祉就労から一般就労へ移行が見込まれる方への情報提供など、対象者の元へ支援が繋がる仕組み作りを検討していきます。

就労継続支援については、B型は年々利用者が増加しており目標値を上回っていますが、A型の利用は前回の計画期間から引き続き減少しています。

③ 居住系サービス

共同生活援助は、町内に複数のグループホームが所在していることもあり、利用者数は高い水準に有りましたが、令和2年中近隣に新規に1事業所開所したことから受け皿の不足で利用に至っていなかった方が利用につながり、一層利用が増加しています。

施設入所支援については、第5期計画で掲げた施設入所者の減少という目標を達成し、毎年利用者は減少しています。ただし、地域生活への移行という点は達成できておらず、医療依存度の高い方が療養介護へ移行した実績が複数あり、地域生活への移行に関しては一層の取り組みが必要です。

自立生活援助に関しては平成30年より新設された事業ということもあり、未だ事業が浸透しておらず、また事業所数も限られており本町では利用実績がありません。サービス提供体制の整備が求められます。

④ 相談支援系

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者の増加に比例して利用者は増加傾向にあります。なお、サービス利用者に占めるセルフプランの割合は0%であり、全サービス利用者に対して計画相談支援に基づくサービス利用計画が作成されています。

地域移行支援は、平成30年度から平成31年度にかけて1例の実績があり、地域への移行を達成しています。

地域定着支援は、サービスの利用ができる体制は整備されていますが、現在まで利用に結びついていない状況があり、地域移行後のより安定した生活のために一層の情報提供と周知に努めていきます。

第2章 障がいのある人等の現状

(3) 地域生活支援事業

平成30年度から令和2年度12月分利用実績に基づく地域生活支援事業の第5期計画見込量及び実績は次のとおりです。

区分	単位	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比
相談支援事業										
障害者相談支援事業	件数/年	800件	979件	122.38%	850件	697件	82.00%	850件	561件	66.00%
地域生活支援協議会	—	設置	設置	—	設置	設置	—	設置	設置	—
成年後見制度利用支援事業	件数/年	3件	3件	100.00%	4件	2件	50.00%	4件	3件	75.00%
コミュニケーション支援事業										
意思疎通支援事業	件数/年	40件	49件	122.50%	45件	28件	62.22%	50件	50件	100.00%
手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	10人	1人	10.00%	10人	0人	0.00%	10人	0人	0.00%
日常生活用具給付等事業	件数/年	50件	46件	92.00%	55件	53件	96.36%	55件	52件	94.55%
移動支援事業	利用時間/年	100時間	87.3時間	87.30%	100時間	114時間	114.00%	125時間	25時間	20.00%
地域活動支援センター機能強化事業										
地域活動支援センター	—	1力所	1力所	—	1力所	1力所	—	1力所	1力所	—
その他の事業										
日中一時支援事業	利用者数/年	1人	0人	0.00%	1人	1人	100.00%	2人	2人	100.00%
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	1人	1人	100.00%	2人	0人	0.00%	2人	0人	0.00%
社会参加促進事業										
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	1件	2件	200.00%	1件	0件	0.00%	2件	3件	150.00%
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数/年	10人	0人	0.00%	10人	0人	0.00%	10人	0人	0.00%

※平成31年度は令和元年度と読み替えます（各年度実績、令和2年度のみ12月31日現在の実績）

○相談支援事業については、平成30年度は見込み量を上回りましたが、平成31年度より見込量以下となっており、令和2年度も実績が見込量を下回ることが見込まれます。これは平成31年度中に一般相談で関わっていた複数の対象者がサービスにつながり、特定相談支援事業所に引き継いだことが一因と考えられます。しかし、令和2年度後半から一般相談の新規対象者が複数出てきているため、今後も相談体制の確保が重要となります。

成年後見制度利用支援事業については、平成31年度に利用者が一時減少しましたが、令和2年度以降は見込量と同等の利用見込があり、今後も継続的に支援を行える体制が必要となります。

○コミュニケーション支援事業については、県東部聴覚障がい者センターに事務を委託している意思疎通支援事業が、年度毎に増減はあるものの高い利用率となっております。一方で手話奉仕員養成研修事業は利用者が少なく、新規研修受講者は平成31年以降出ておりません。

○日常生活用具給付等事業については、各年度で50件前後の実績とおおよそ見込通りに推移しています。

○移動支援事業については、平成30年度までは見込に近い利用が続いていましたが、令和2年度で利用が終了した方があり、それ以降は大きく実績を減らしています。

○日中一時支援事業については、平成30年に一度利用が途絶えましたが、平成31年以降毎年1名の新規利用が出ています。今後も利用希望時に提供可能な体制を整えていくことが必要となります。

○訪問入浴サービスについては平成30年度に利用を終了した方以降新規利用者はありませんが、町内に所在しているサービス提供事業所と協力しサービス提供体制の確保に努めていきます。

○自動車運転免許取得・改造助成事業については、平成31年度こそ実績がありませんが、平均して年間2件程度の申請を受け付けています。

点訳朗読奉仕員養成研修事業は令和2年度から鳥取県ライトハウス点字図書館に委託先を変更し、県下全域で一体となって研修を実施していますが、研修場所が遠くなったこともあってか、利用率は低い状況です。

第2章 障がいのある人等の現状

9 第1期智頭町障がい児福祉計画の実施状況

(1) 目標に対する進捗状況

第1期計画で設定した目標の進捗状況は次のとおりです。

目標	令和2年度末目標値	令和2年度末実績見込	進捗率
① 児童発達支援センターの設置	1カ所	0カ所	0%
② 保育所等訪問支援体制の構築	1カ所	0カ所	0%
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	各1事業所	0カ所	0%
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	適宜開催	—
コーディネーターの配置	1人	1人	100%

①児童発達支援センターの設置

第1期では令和2年度末までに単独または東部圏域で合同して設置していくこととしていましたが、令和3年1月末現在でも未設置となっております。これについては、県全体を見ても市部にしか設置出来ておらず、国の指針においても第2期計画においては各市町村単位での設置から市町村又は圏域での設置に基準が緩和されていることから、町村単位での設置が難しい現状であることがうかがわれます。

②保育所等訪問支援体制の構築

国の指針では保育所等訪問支援体制については児童発達支援センター等が実施することを想定されていましたが、上記の通り本町では児童発達支援センターの設置が出来ておらず、同様に保育所等訪問支援体制の構築も出来ておりません。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

本町では令和2年度末までに、重度心身障がい児を支援する児童発達事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1カ所確保することを目標としましたが、令和3年1月末現在では未設置となっております。この点においても、国の指針が第2期計画においては各市町村単位での設置から市町村又は圏域での設置に基準が緩和されていることから、児童発達支援センターの設置と同様の難しい現状があります。

④医療的ケア児支援の協議の場の設置

本町では既存の東部四町障がい者地域生活支援協議会を活用し、保健・医療・福祉・教育等並びに当事者及びその家族で構成する医療的ケア児支援協議会を平成30年度末までに設置することを目標としていましたが、各町毎に個別に対応する方針になったため医療的ケア児支援協議会という形での常設の組織での対応ではなく、医療的ケア児に該当する児童毎に個別の協議の場を必要に応じて設置し対応することといたしました。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に関しては令和3年1月末現在において1名の配置が完了しており目標に対して100%の達成状況となっております。

(2) 障がい児福祉サービス

平成30年度から令和2年度9月分利用実績に基づく障がい児福祉サービスの第1期計画見込量及び実績は次のとおりです。

区分	単位	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
		見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比
児童発達支援	利用人数/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%
医療型児童発達支援	利用時間/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%
放課後等デイサービス	利用人数/月	20日	20日	100.00%	20日	7日	35.00%	20日	3日	15.00%
保育所等訪問支援	利用人数/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	1日	6.67%
居宅型児童発達支援	利用人数/月	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%	15日	0日	0.00%
児童相談支援	利用者数/月	3人	3人	100.00%	3人	3人	100.00%	3人	1人	33.33%

※平成31年度は令和元年度と読み替えます (各年度3月分実績、令和2年度のみ9月分実績)

○児童向けのサービスについては利用者が少なく、利用者も放課後等デイサービスの利用に集中しています。その他の各サービスは1名の利用を見込んで見込量を設定しておりましたが、利用者が無く実績は各年度の年間を通して0日となっております。

利用のニーズが無い訳ではないと思われませんが、町内に事業所が無いこともあってかサービスの利用には繋がっていません。今後一層の制度の周知に取り組みサービスの提供に繋げることを目指します。

第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

1 計画の目的及び特徴

「智頭町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保を計画的に推進することを目的に策定します。

第6期計画では、国の基本指針に基づき、平成30年度から令和2年度を計画期間とする第5期計画の実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や地域生活支援事業の提供体制を明らかにするものです。

2 計画期間中の状況推移

【障害者手帳所持者の状況】

区分	手帳所持者	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者	402人	2人	59人	341人
	100%	0.49%	14.68%	84.83%
知的障がい者	115人	5人	74人	36人
	100%	4.35%	64.35%	31.30%
精神障がい者	92人	0人	56人	36人
	100%	0.00%	60.87%	39.13%
合計	609人	7人	189人	413人
	100%	1.15%	31.03%	67.82%

(令和5年3月31日見込)

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

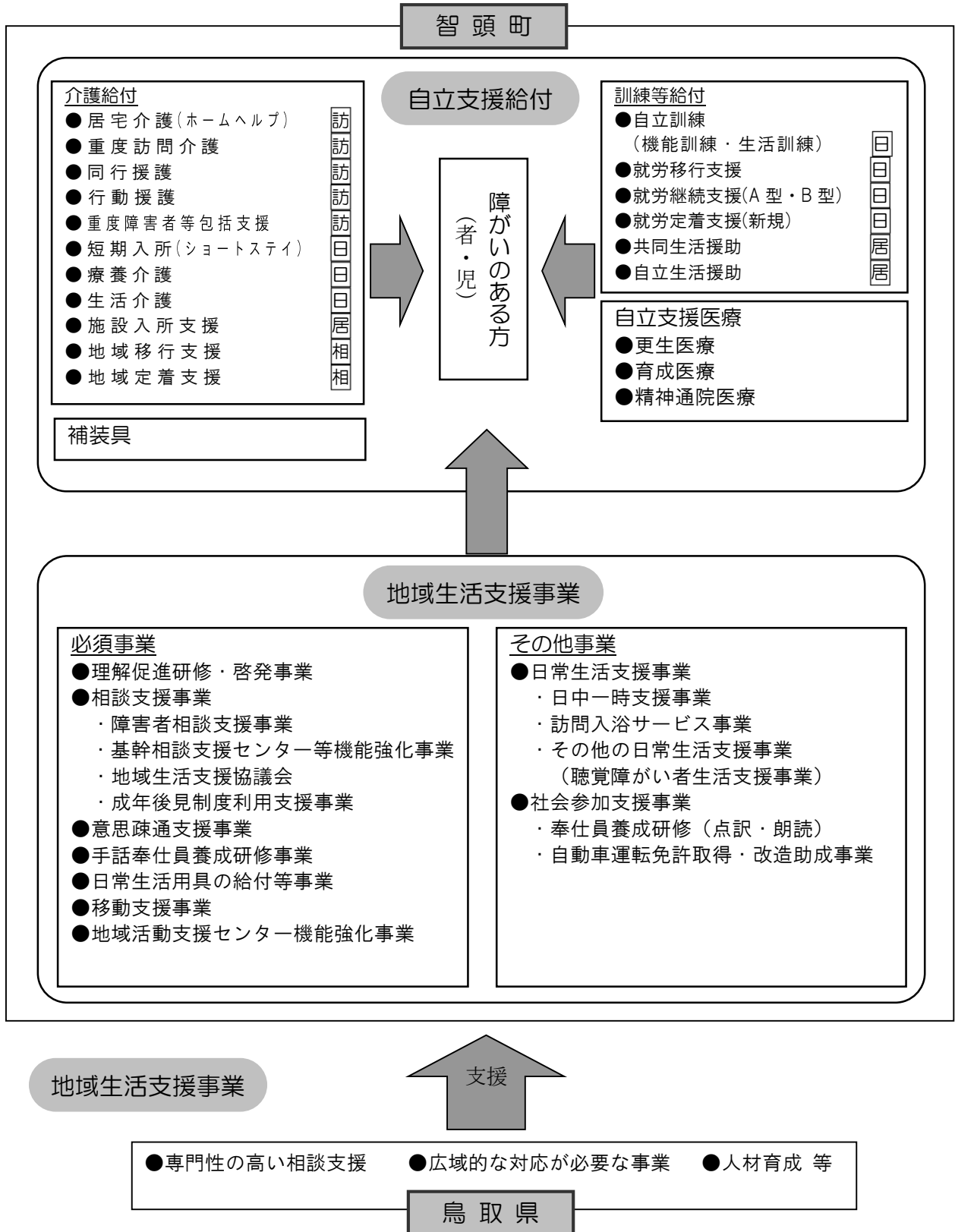
※現在障害者所持者の3年後の年齢を基に作成した見込であり、令和2年度以降の新規取得等による増加や死亡等による減小については含んでいません。

●新規利用を含む増減等の見込の算出が困難であるため、あくまで現状の所持状況に基づき3年間が経過した場合の見込であり、3年後の状況を推測する資料としての信頼性が低くはありますが、サービス見込の参考資料として掲載します。

3 障害福祉サービスの体系

(1) 障害者総合支援法に基づく事業

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、次のとおりです。

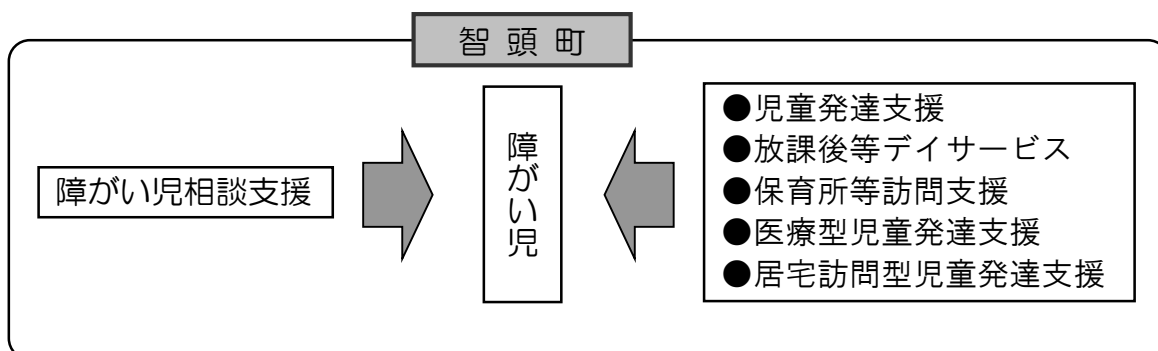


訪：訪問系サービス 日：日中活動系サービス 居：居住系サービス

第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

(2) 児童福祉法に基づく事業

児童福祉法による事業の全体像は、次のとおりです。



4 第6期障がい福祉計画の数値目標

(1) 令和5年度の数値目標の設定

本町では、国の指針に基づき、福祉施設から入所者の地域生活へ移行促進、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点、福祉施設から一般就労への移行促進を進めるため、本町の実情を勘案し、現状分析に基づいて、令和5年度末の目標数値を設定します。

		実施状況 (令和元年度末時点)	目標値			
			実績 令和2年度末見込	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
①施設入所者の 地域生活の移行	地域移行者数	施設入所者 23人	0人	1人	0人	累計1人
	施設入所者の減		1人減	0人減	0人減	施設入所者 22人 累計1人減
②精神障がいにも対応した地域包括支援 ケアシステムの構築		—	—	—	—	1カ所
	保健、医療、福祉関係者による協議の 場の設置	0カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
	協議の場への関係者の参加者数	—	2人	2人	2人	2人
	協議の場における目標設定及び評価 の実施回数	—	—	—	—	1回
③地域生活支援拠点等の整備		0カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	機能の充実のための検証及び検討の 場の開催	—	—	1カ所	1カ所	1カ所

④福祉施設から一般就労への移行	3人	1人	1人	2人	3人
就労移行支援利用者からの移行	0人	0人	0	0人	1人
就労継続A型からの移行	0人	0人	0人	0人	1人
就労継続B型からの移行	3人	1人	1人	2人	3人
就労定着支援事業利用者	0人	0人	0人	0人	1人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	—	—	—	—	70%
⑤相談支援体制の充実・強化等					
総合的・専門的な相談支援	—	—	—	—	有
訪問等による専門的な指導・助言	—	—	—	—	1回
地域の人材育成の支援	—	1回	2回	2回	2回
相談機関との連携強化の取組		5回	6回	6回	6回
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築					
各種研修の活用	0人	0人	延べ2人	延べ2人	延べ2人
審査結果の共有実施	—	1回	1回	1回	累計3回

(2) 数値目標設定の考え方

①施設入所者の福祉施設から地域移行への移行促進

国の指針では、「令和元年度末時点の施設入所者から6%以上が地域生活へ移行する」とともに「令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する」ことを目標にすることとされています。

本町の令和元年度末の施設入所者は、23人となっています。町では国の指針に基づき、令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者6%である1名を地域生活へ移行し、施設入所者を1名削減の22名にすることを目指します。

地域移行支援のサービスを利用して、施設入所からグループホーム及び在宅へと移行することを目標とし、鳥取県東部圏域の他の自治体や鳥取市保健所とも協力して、今後入所施設や病院へのサービスの周知と協力をより強化していきます。

②精神障がいにも対応した地域包括支援ケアシステムの構築

国の定義としては、「精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと」を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」としています。

本町では、東部圏域単位での協議の場2カ所を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

③地域生活支援拠点等の整備

本町では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）を有する地域資源をつなぐコーディネーター機能を整備し、拠点機能の整備に取り組みます。

この拠点機能の検証及び検討を行う場を、障がい福祉計画の見直しと兼ねて年1度は開催し、制度の周知及び改善に努めていきます。

④福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、「令和5年度中の一般就労への移行実績を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする」こととされています。そのうち、就労移行支援利用者については1.3倍、就労継続支援A型については1.26倍、就労継続支援B型については1.23倍を目指すこととされています。

本町の令和元年度における一般就労への移行実績は3人です。このうち就労移行支援利用者は0人、就労継続支援A型も0人、就労継続支援B型が3人となっております。それぞれ指針に則った令和5年の数値目標は一般就労への移行実績が4人、就労移行支援利用者が1人、就労継続支援A型が1人、就労継続支援B型が4人となりますが、第5期計画期間中を通しての一般就労への移行実績が4人であることを鑑みて、一般就労への移行実績と就労継続支援B型利用者については指針よりも目標を下げ、それぞれの実績を3人とすることを目指します。

また、国の指針では「令和5年度における就労移行支援を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援を利用する」こととありますので、就労移行支援を通じて一般就労に移行した者が1人、就労定着支援を利用することを目指します。

また、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする」という目標もありますが、令和2年度現在では本町に就労定着支援事業所はありませんので、今後新規事業所が町内でサービスを行う際の指針として設定します。

加えて、一般就労にあたっての各サービスが上手く繋がっていないというこれまでの課題に対応するため、今後は一般就労に至った対象者に対して、一般就労後3年間を目途に町から年に1度程度の定期連絡を行い、就労後の課題や不安に対してケアをし、同時に必要な支援に繋がるよう各関係機関と連携して支援していくこととします。

⑤相談支援体制の充実・強化等

国の指針に新規で設けられた項目に、令和5年度末までに市町村または圏域において「総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する」ことがあります。

総合的・専門的な相談支援とは基幹相談支援センター等が行う相談業務が想定されていますが、現在本町では基幹相談支援センターは未設置であるため、今後県東部圏域の町と共同で設置に向けた検討を行い、単独または圏域における設置を目指します。

また、「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定することとされていますが、これについては上記の総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保を前提として、実施体制の確保後に実施していくことを目指します。

「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する」ことも項目にあり、今後本町に所在する事業所を対象として定期的な会議・研修の機会を持ち、人材育成の支援をしていくことを目指します。

また、「地域の相談機関との連携強化の取組」については、東部圏域の自立支援協議会を活用し、連携強化に取り組んでいくこととします。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和5年度末までに「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する」こととされています。具体的には「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」及び「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数」についての見込を設定することで、体制の構築につなげます。

これらの点についてはこれまでも積極的に参加を行っており、民間の事業者の主催する法改正に関する制度勉強会等も含めて積極的に参加し、他自治体と審査に関する知識の共有も図っております。今後も都道府県や民間の事業者が開催する研修等について積極的に情報収集を行い参加していきます。

5 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 障害福祉サービスの概要

	サービス区分	サービス内容
介護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者等に、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障がい者に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援を総合的に行います。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供する等、必要な援助を行います。
	行動援護	行動に著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援等、必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の程度が非常に高い人に、複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（福祉型）	自宅で介護をする人が病気の場合等に、短期間障害者支援施設等に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所（医療型）	自宅で介護をする人が病気の場合等に、短期間医療機関に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間・休日に入浴、排泄、食事の介助等を行います。
訓練 等 給 付	自立生活援助（新規）	施設を利用していた障がいのある人が単身生活を始めるにあたり、定期的に居宅訪問し、助言等の支援を行います。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に基づく就労が可能な人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に結びつけない人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援（新規）	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により就労の継続を図ります。	

共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活における相談や家事等の援助を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用開始や継続の際に、障がいのある人の心身の状況、環境等を勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している人の住居の確保、その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	自宅で一人暮らしをしている人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等の相談やその他支援を行います。

(1) 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

①訪問系サービス(介護給付)

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を目指します。

【サービスの見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数/月	10人	10人	10人
	利用時間/月	115時間	110時間	105時間
重度訪問介護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
同行援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
行動援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
重度障害者等包括支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間

第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 令和3年1月末現在、町内に居宅介護事業所は1事業所、重度訪問介護事業所は1事業所、行動援護事業所は1事業所あります。在宅生活を支える基本となる訪問系サービスについて、安定した運営が行えるよう、県を通して国に適正な報酬単価とするよう働きかけます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習会等への受講を奨励し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

②日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

I) 介護給付

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的なサービス、介護者が病気の場合等のときに短期入所ができる場など、日中も安心して生活ができる介護サービスの充実を目指します。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数/月	32人	32人	32人
	利用人日/月	740人日	740人日	740人日
療養介護	利用者数/月	3人	3人	3人
短期入所（福祉型）	利用者数/月	3人	3人	3人
	利用人日/月	10人日	10人日	10人日
短期入所（医療型）	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用者数/月	20人日	20人日	20人日

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 令和3年1月末現在、町内に生活介護事業所は1か所、共生型生活介護事業所が1か所、短期入所事業所（福祉型）は1事業所あります。また、東部圏域に短期入所事業所は14事業所あります。今後も利用者の増加が見込まれることから、入所施設の空床利用など事業所の確保に努めます。
- 地域生活支援拠点の整備や共生型サービスなどを検討し、介護者の病気などの緊急時の受け入れ体制を強化します。

第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

II) 訓練等給付

生活や就労をするために訓練が必要な人に対して、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がいのある人の働く場の確保に努めます。

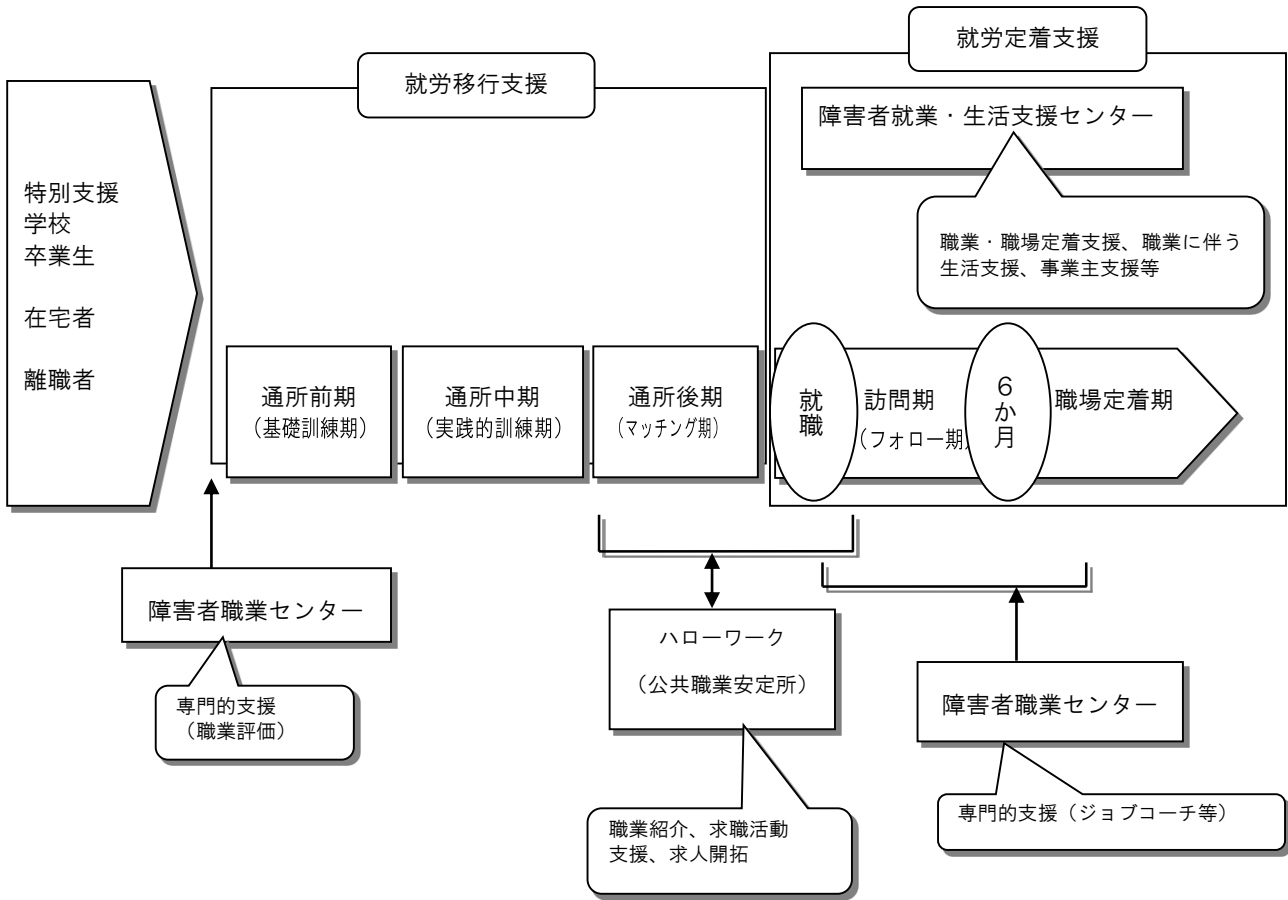
【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	20人日	20人日	20人日
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	20人日	20人日	20人日
就労移行支援	利用者数/月	2人	2人	2人
	利用人日/月	25人日	25人日	25人日
就労継続支援A型	利用者数/月	2人	2人	2人
	利用人日/月	43人日	43人日	43人日
就労継続支援B型	利用者数/月	75人	75人	75人
	利用人日/月	1,320人日	1,320人日	1,320人日
就労定着支援	利用者数/月	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 就労移行支援、就労継続支援A型への移行を積極的に支援し、見込量の確保を図ります。
- 障害者優先調達促進法に基づき、福祉施設で就労する障がい者の雇用の促進と収入の安定化を図るため、福祉施設からの優先的な物品・役務の調達に取り組みます。
- 事業者と情報交換をしながら、必要な人がサービスを受けられるように努めていきます。
- 職場の開拓（受入先の企業の増加）、職場での定着支援、地域の方々への障がいや障がいのある人に対する理解の啓発、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「しらはま」などとの連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所間の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育、建設分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。
- 新規事業である就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援等を利用する方々のニーズや事業者の動向を把握しながら、サービス提供体制を確保します。

【就労移行支援事業と就労施策の連携イメージ】



第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

③居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、日中の地域生活への移行促進に努めるとともに、夜間において施設で安心して専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援充実を図ります。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数/月	21人	21人	21人
施設入所支援	利用者数/月	22人	22人	21人
自立生活援助	利用者数/月	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

- 令和3年1月末現在、町内にグループホームは1事業所あります。グループホームの増設について、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。また、広報活動や人権教育等を活用し、地域住民の理解を促進します。
- 施設入所支援受給者の受給者証更新時期等を活用し、ニーズの実態把握に努め、適切なサービスの提供に努めます。
- 障がい者の日常の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- 自立生活援助については、居宅において単身で生活される障がいのある方のニーズや事業者の動向を把握しながら、サービスにつながるよう支援していきます。

④計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス等利用計画の作成や地域生活への移行を支援するなど、障がいのある人の地域生活を支援します。

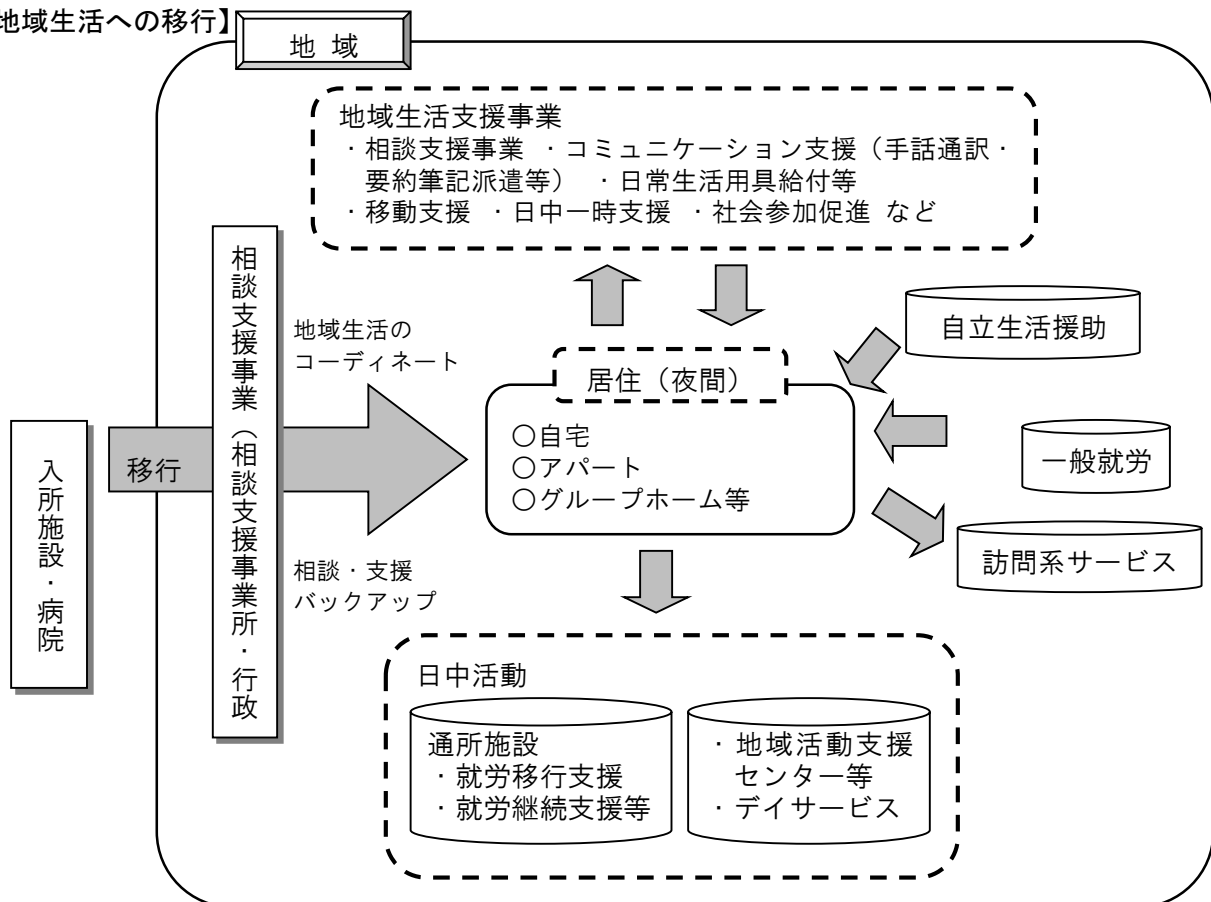
【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数/年	120人	125人	130人
地域移行支援	利用者数/月	1人	1人	1人
地域定着支援	利用者数/月	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

- 本町では現在1事業所が計画相談事業を展開しています。相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上等に努め、障がい者及びその家族等が地域で専門的な相談支援を受けることのできる体制整備の充実を図ります。
- 地域生活支援協議会を基盤としたネットワークを活用し、困難事例の検討や障害福祉サービスをどのように組み合わせるか等、地域生活のコーディネートを行います。
- 障がい者が地域で安心して生活を営むことができるよう、地域移行支援事業及び地域定着支援事業の利用促進に努め、相談支援事業所と町の協力体制を充実に必要な体制整備等検討していきます。

【地域生活への移行】



第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

(2) 障がい支援区分認定者数の見込

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合
区分1	0	0	2	2	1	2	0	0	7	8.75%
区分2	0	1	3	4	4	6	5	0	23	28.75%
区分3	0	1	3	6	4	3	2	0	19	23.75%
区分4	0	0	2	2	4	6	1	0	15	18.75%
区分5	0	0	0	1	0	2	1	2	6	7.5%
区分6	0	1	1	3	1	3	0	1	10	12.5%
合計	0	3	11	18	14	22	9	3	80	
割合	0.0%	3.75%	13.75%	22.50%	17.50%	27.50%	11.25%	3.75%		

(令和5年3月31日見込)

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

※現在障害者所持者の3年後の年齢を基に作成した見込であり、令和2年度以降の新規取得等による増加や死亡等による減小については含んでいません。

●新規利用を含む増減や、状態の変化による区分の変動等の見込の算出が困難であるため、あくまで現状の利用状況のまま3年間が経過した場合の見込であり、3年後の状況を推測する資料としての信頼性は低くはありますが、サービス見込の参考資料として掲載します。

(3) 発達障がい者等に対する支援

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	人数/年	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	人数/年	1人	1人	2人

【見込量確保のための方策】

●ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等各種研修に関しては鳥取県等の開催する研修の案内周知や町での研修開催についても検討し受講者の確保に努めます。

6 地域生活支援事業の見込量と見込量確保のための方策

(1) 地域生活支援事業の概要

① 必須事業

I) 相談支援事業

○ 障害者相談支援事業

障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

○ 基幹相談支援センター等機能強化事業

障がいのある人やその家族からの総合的な相談のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援、障害福祉サービス提供事業者の連携や提供サービスの質の向上、障がい者への虐待防止・対応、権利擁護などの役割を担うことを目的に、地域の中核的な総合相談支援機関として「基幹相談支援事業所」を東部圏域の4町合同で設置に向けて検討していきます。

また、相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持った専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

○ 地域生活支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、東部圏域の4町合同で「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」を設置しています。

【鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会の協議事項】

- 委託相談支援事業者の運営評価に関する事項
- 困難事例への対応のあり方に関する事項
- 地域の障がい福祉関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- 地域の社会資源の開発、改善に関する事項

また、人権擁護の観点から障がいのある人に対する虐待防止へのシステム整備に取り組むことが求められています。このため、地域生活支援協議会等を活用し、虐待防止ネットワークの構築を図るなど、障がいのある人に対する虐待防止に向けた取組を推進します。

○ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が適当と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、申立の際の手続きの支援、申立・後見人報酬の費用負担が困難な場合にその全部または一部を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。

II) コミュニケーション支援事業

○ 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

○ 手話奉仕員養成研修事業

言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者養成のための研修を東部圏域1市4町合同で行います。

第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

Ⅲ) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

Ⅳ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

Ⅴ) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため地域活動支援センターの機能を強化します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。

②その他事業

I) 日常生活支援事業

○日中一時支援事業

障がいのある人への日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。

○巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施する専門員を配置し、障害が“気になる”段階から支援につなげる体制を整備します。保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の支援の向上を図ります。

○訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

○聴覚障がい者生活支援事業

聴覚に障がいのある人が集団で活動をすることで、社会性を養い、地域とのかかわりをつくり、地域福祉の充実を図るための事業を東部圏域1市4町合同で行います。

II) 社会参加促進事業

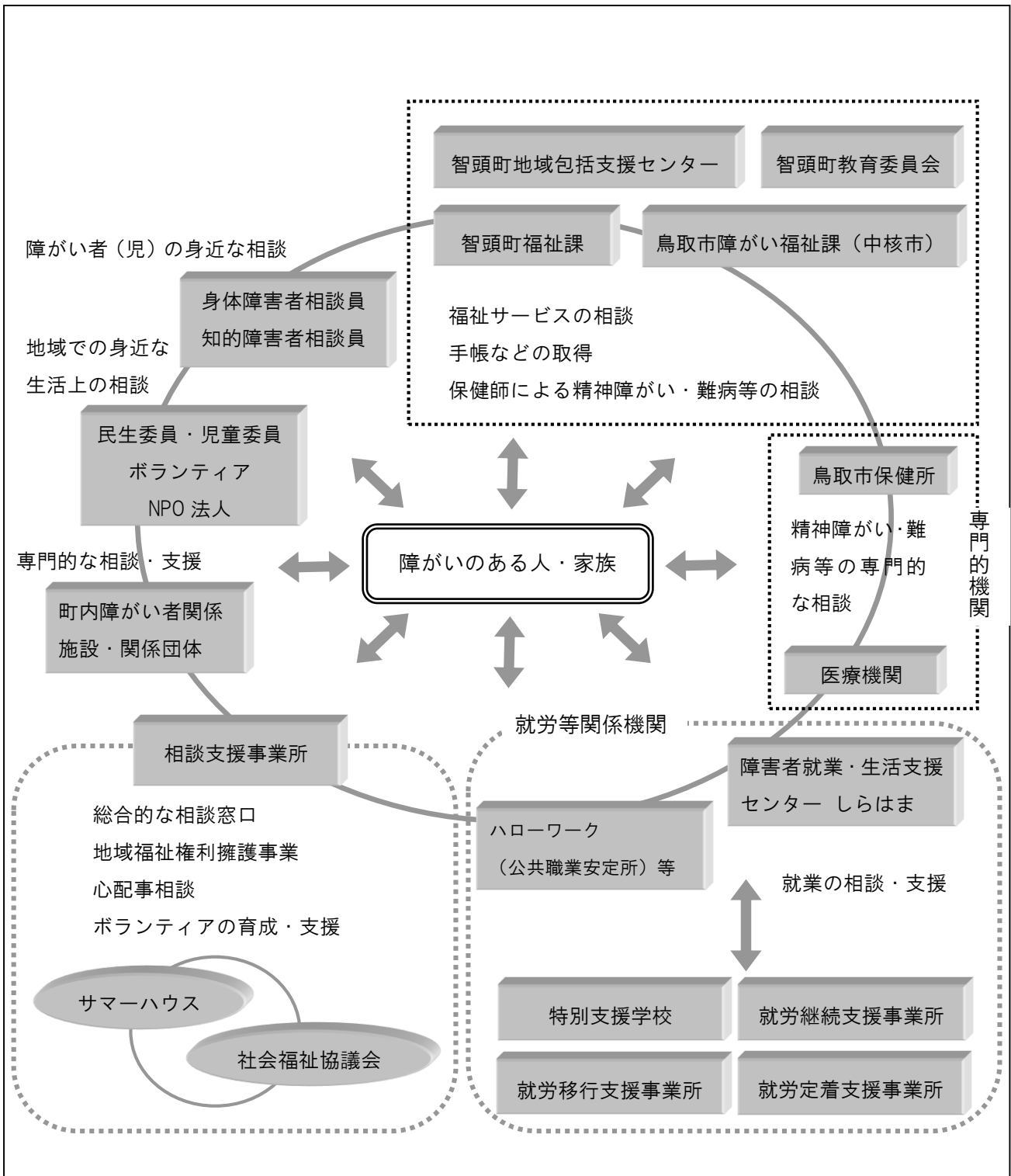
○点訳・朗読奉仕員養成研修事業

視覚障がいのある人の福祉の増進を図るため、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成のための研修を行います。

○自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

【地域における自立支援ネットワーク イメージ】



第3章 第6期智頭町障がい福祉計画

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	件数/年	700件	700件	700件
地域生活支援協議会	—	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	件数/年	4件	4件	4件
コミュニケーション支援事業				
意思疎通支援事業	件数/年	40件	55件	55件
手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	5人	5人	5人
日常生活用具給付等事業	件数/年	55件	55件	55件
移動支援事業	利用者数/年	3人	3人	3人
	利用時間/年	50時間	55時間	60時間
地域活動支援センター機能強化事業	—	1カ所	1カ所	1カ所
その他事業				
日常生活支援事業				
日中一時支援事業	利用者数/年	2人	2人	2人
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	1人	1人	1人
社会参加促進事業				
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数/年	5人	5人	5人
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	2件	2件	2件

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業は、3障がいすべてに対応するとともに、電話やファクシミリ、電子メール、家庭訪問による相談支援を充実することにより、より身近で利用しやすい相談支援体制を整備します。
- 地域生活支援協議会において、相談支援事業所や関係機関の一層の連携を図るとともに、地域資源の点検・改善に努めます。
- 成年後見制度は、支援対象者が利用に結びつくために、関係機関と連携し、情報を得ながら利用者の把握を行います。
- コミュニケーション支援事業は、平成26年度から県東部聴覚障がい者センターに委託し、実施しています。聴覚障がい者支援センターと連携して手話通訳の普及を行うとともに、手話奉仕員・要約筆記者の養成を図るため、町報やホームページ等を通じて参加の促進を行います。
- 日常生活用具給付等事業は、引き続き実施し、今後も利用増を見込むとともに、障がいのある人のニーズを把握しながら、品目や対象者の検討を行い事業の充実を図ります。
- 移動支援事業は、多様な事業者の参入を促進し、必要なサービス量を確保します。
- 地域活動支援センター機能強化事業は、利用者のニーズを把握しながら事業体制の整備に努めます。
- その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制を整備します。

第4章 第2期智頭町障がい児福祉計画

1 計画の目的及び特徴

「智頭町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに障がい児の子ども・子育て支援の提供体制の整備を計画的に推進することを目的に策定します。

第2期計画では、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や障がい児支援の提供体制を明らかにするものです。

2 第2期障がい児福祉計画の数値目標

(1) 令和5年度の数値目標設定

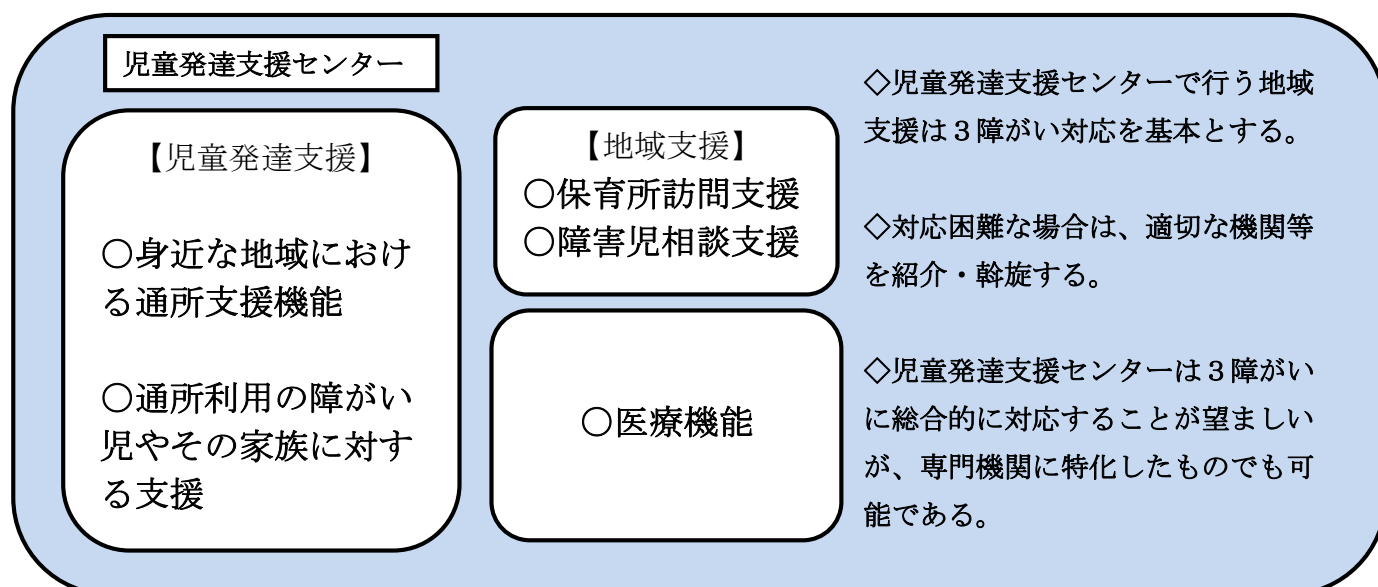
障がい児及びその家族に対して、支援を身近な場所で早期に提供できる体制を構築するため、国の基本指針として4項目の成果目標が示されています。

目標	実施状況 (令和元年度末時点)	実績			
		令和2年度末見込	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
①児童発達支援センターの設置	0カ所	0カ所	1カ所 (圏域)	1カ所 (圏域)	1カ所 (圏域)
②保育所等訪問支援体制の構築	0カ所	0カ所	5カ所 (圏域)	5カ所 (圏域)	5カ所 (圏域)
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	0カ所	0カ所	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	1回	0回	適宜開催	適宜開催	適宜開催
コーディネーターの配置	0人	1人	1人	1人	1人

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、「令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することとされています。

現在本町には未設置ですが、県東部圏域内では鳥取市に1カ所所在しているため、令和5年度末までに当該の児童発達支援センターとの連携体制を構築し町民への支援の提供が可能な体制の構築を目指します。



② 保育所等訪問支援体制の構築

国の基本指針では地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、「令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築することとしています。

本町では現時点では体制が構築できていませんが、児童発達支援センターとの連携体制の構築と併せて、支援の提供が可能な体制の構築を目指します。

【保育所等訪問支援の概要】

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

○対象児童

保育所、小学校など、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

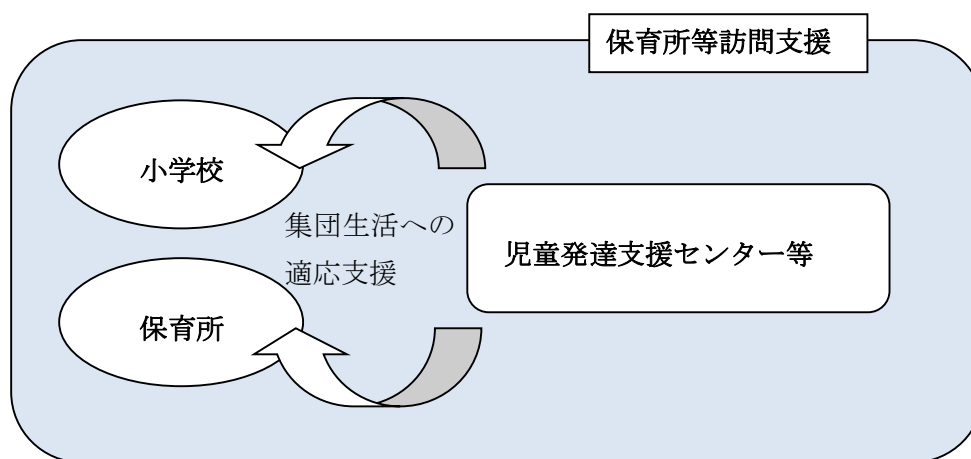
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断します。

○訪問先

保育所、幼稚園・認定子ども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供サービス

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援など。



第4章 第4期智頭町障がい福祉計画

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が、身近な地域で支援が受けられるように、「令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する」ことを基本としています。

現在本町には上記に該当する事業所は所在していませんが、県東部圏域内では鳥取市に両サービス共各2カ所所在しているため、令和5年度末までに当該の事業所との連携体制を構築し支援体制の構築を目指します。

④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、「令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける」こととしています。

本町では、他の市町村と比較しても児童の利用者が少ないため、常設の組織での対応ではなく医療的ケア児に該当する児童毎に個別の協議の場を必要に応じて設置し対応することとしています。

○ 医療的ケア児に関するコーディネーター配置

国の基本指針では、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる支援を調整するコーディネーターを配置することを基本としています。本町においては、令和2年度より1名のコーディネーターを配置しております。

※医療的ケア児…医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

3 障がい児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 障がい児福祉サービスの概要

障がい児に対する支援は、児童福祉法に規定されています。

身近な地域で障がい児やその保護者が安心して生活ができるよう、通所サービスや相談支援事業の体制整備に努めます。

サービス区分	サービス内容
児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、その施設の他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	医療の必要な障がい児に、治療及び日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
障害児相談支援	重度の障害などで通所支援の利用が困難な重症心身障がい児に対して、居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援等を受けるために外出することが困難な障がい児の心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

(2) サービスの見込量

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	15人日	15人日	15人日
医療型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	15人日	15人日	15人日
放課後等デイサービス	利用者数/月	3人	3人	3人
	利用人数/月	40人日	40人日	40人日
保育所等訪問支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	15人日	15人日	15人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	15人日	15人日	15人日
障害児相談支援	利用者数/年	5人	5人	5人

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 保健・医療・教育等の専門機関と連携し、支援の必要な障がい児又はその保護者の把握に努めます。また、それぞれのライフステージに合わせた支援を行います。
- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスについて、社会福祉法人等の運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけ、新規の事業所開設の促進及び既存の事業所との連携を図り、サービス量確保のための方策を検討します。
- 障がい児相談支援について、障がい児又はその保護者が専門的な相談を受けることができるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上等に努めます。
- 医療的ケア児など常時介護を要する障がい児の日中活動や医療的支援を行うため、国や県の助成制度を積極的に活用します。
- 乳幼児期における早期発見や支援を行うために、乳幼児健診や巡回支援専門員等を活用する他、児童発達支援センター等の支援機関と連携を整備し、身近な地域で児童発達支援や保育・教育・建設機関で過ごすことができる環境の体制整備に努めます。
- 教育委員会など関係機関と連携しニーズの把握を行い、必要な支援が受けられるよう体制整備を行います。

4. 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の中で、「保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な障害児福祉計画において設定するものとする」と定められています。

（1）サービスの概要

サービス種別	内容
1号認定区分での施設利用	幼稚園、認定こども園などの受入施設で、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
2号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
3号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後等児童クラブ	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えます。

（2）サービス見込量

区分		目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号認定	利用者数/年	0人	0人	0人
第2号認定	利用者数/年	1人	1人	1人
第3号認定	利用者数/年	1人	1人	1人
放課後等児童クラブ	利用者数/年	2人	2人	2人

【見込み量確保のための方策】

- 町内では、第1号認定である幼稚園や認定こども園はありませんが、保育所や放課後児童クラブ等での児童の受け入れ体制の充実に努めます。
- 現在利用者のいない第3号認定と、本計画期間中に現在利用者が卒園予定の第2号認定に関しても、今後の新規利用者に備え、各目標値に設定いたします。
- 放課後児童クラブは、現在の利用者の本計画期間中の年齢上昇を勘案して目標値を設定します。
- 保育士・放課後児童支援員などの人材育成、サービス連携体制を構築することで支援体制を強化します。

第5章 参考資料

1 関係機関一覧

(1) 町内相談窓口

相談窓口	住所	電話番号	F A X 番号
智頭町福祉課	智頭町智頭 1875 (智頭町保健・医療・福祉総合センターほのぼの内)	75-4102	75-4110
智頭町 社会福祉協議会	智頭町智頭 1875 (智頭町保健・医療・福祉総合センターほのぼの内)	75-2326	75-4110

(2) 県相談窓口

相談窓口	住所	電話番号	F A X 番号
鳥取県庁 障がい福祉課	鳥取市東町 1 丁目 220	0857-26-7154	0857-26-8136
鳥取県庁 子ども発達支援課	鳥取市東町 1 丁目 220	0857-26-7151	0857-26-8136
鳥取市保健所	鳥取市富安 2 丁目 104-2	0857-22-5647	—
東部身体障害者更生相談所	鳥取市東町 1 丁目 220	0857-26-7154	0857-26-8136
東部知的障害者更生相談所	鳥取市江津 318-1	0857-23-6218	—
福祉相談センター 中央児童相談所	鳥取市江津 318-1	0857-23-1031	0857-21-3025
「エール」 発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町 3564-1 (県立皆成学園内)	0858-22-7208	0858-22-7209
精神保健福祉センター	鳥取市江津 318-1	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取公共職業安定所 (ハローワーク)	鳥取市富安 2 丁目 89	0857-23-2021	0857-22-7717
鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家 100	0858-76-7076	0858-72-1099
鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野 1729-5 (鳥取県立福祉人材研修センター内)	0857-59-6331	0857-59-6340

(3) 生活に関すること

障がい者やその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援、生活全般にわたる必要な情報の提供を行う相談支援事業を「相談支援センターサマーハウス」に委託し、実施しています。

事業所名	住所	電話番号	F A X 番号
相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町 1 丁目 131	0857-36-1151	0857-36-1152

(4) 就業支援に関すること

障がいのある方の仕事、生活に関する総合的な支援を「障害者就業・生活支援センターしらはま」で行っています。また、福祉施設や事業所等における職業準備訓練の紹介や就職後の職場定着支援、事業主に対する助言等を行っています。

事業所名	住所	電話番号	F A X 番号
障害者就業・生活支援センター しらはま	鳥取市伏野 2259-17	0857-59-6060	0857-59-2022

(5) ひきこもり支援に関すること

事業所名	住所	電話番号	F A X 番号
とっとりひきこもり 生活支援センター	鳥取市相生町 2 丁目 511	0857-20-0222	0857-20-0222

第5章 参考資料

(6) 障害福祉サービス事業所

事業所名	事業	住所	電話番号	F A X 番号
智 頭 町				
ぱれっと三田	生 B	智頭町三田 946-1	75-4701	75-4701
智頭作業所	B	智頭町智頭 1795-1	75-3886	75-3887
ほのぼのヘルパーステーション	居 重 行	智頭町智頭 1875	75-3553	75-4110
自立の家	共	智頭町智頭 333	75-0200	—
すぷりんぐ	B	智頭町智頭 1060-6	75-2118	75-2119
短期入所あおぞら	短	智頭町市瀬 1322	71-0124	71-0124
あおぞら	共	智頭町市瀬 1322	71-0124	71-0124
智頭デイサービスセンター	生	智頭町智頭 1875	75-2786	75-4110
鳥 取 市				
フルール	B	鳥取市南安長 82-3 安永テナントⅡA	0857-51-0339	0857-51-0340
グループホームうぶみ苑	生	鳥取市安長 451-8	0857-21-0633	—
フェリース	A B	鳥取市南安長 1-1-29	0857-50-1958	0857-50-1957
うぶみ苑グループホーム南安長	共	鳥取市南安長 1-20-16	0857-21-0633	—
ふたば作業所	B	鳥取市雲山 44	0857-27-3841	0857-27-3841
Studio-E	B	鳥取市雲山 96 トモエビレッジ1F	0857-50-0677	0857-50-0035
暖々	B	鳥取市雲山 315-1	0857-30-7594	0857-30-7594
オパール就労継続支援事業所	A	鳥取市雲山 476-3	0857-54-1944	0857-29-3302
明日葉	B	鳥取市瓦町 601	0857-50-0631	0857-50-0632
スマイルセンター吉方温泉	生	鳥取市吉方温泉 1 丁目 121	0857-29-2885	0857-29-2885
いまる	B	鳥取市吉方 174-3	0857-21-1390	
ニチイケアセンターふせ	居 重 同	鳥取市布勢 422-3	0857-32-2005	0857-32-0001
うぶみ苑多機能型事業所	生 A B	鳥取市湖山町西 1 丁目 516-3	0857-28-5741	0857-31-3097
障害者福祉センターあさひ園	短 施 自生 移 B	鳥取市湖山町西 3 丁目 113-1	0857-59-1911	0857-59-2222
障害者福祉センター友愛寮	短 生 施	鳥取市湖山町西 3 丁目 113-1	0857-28-4717	0857-28-4750
障害者福祉センター厚和寮	短 生 施	鳥取市湖山町西 3 丁目 127	0857-28-0860	0857-28-0876
訪問看護ステーション ほーぷけあ	居 重	鳥取市湖山町東 4 丁目 27-2	0857-51-0061	0857-51-0063
フィットネスデイ湖山	生	鳥取市湖山町東 4 丁目 61	0857-30-7573	0857-30-7603

訪問介護事務所 はあとふる	居 重 同	鳥取市湖山町東 4 丁目 116	0857-30-3200	0857-30-3201
クリエイトアロウズ	居	鳥取市湖山町南 3 丁目 411-94	0857-31-6870	0857-31-6870
集い場グループホーム湖山	共	鳥取市湖山町南 5 丁目 220	0857-28-7345	0857-51-1701
きずなサポート	居	鳥取市湖山町北 6 丁目 426	0857-51-1818	0857-51-1819
さくらんぼ	生 発 予	鳥取市高住 28-1	0857-31-0519	0857-32-7033
いちばん星	生 予	鳥取市江津 1176	0857-23-5812	0857-54-1061
鳥取市県立中央病院	短	鳥取市江津 730	0857-26-2271	0857-29-3227
ケアホームこのゆびとまれ	短 共	鳥取市江津 1130	0857-30-6313	0857-30-6313
ナーシングデイこすもす	生	鳥取市江津 318-1	0857-30-5568	0857-30-5568
みつばちガーデン	居	鳥取市千代水 1 丁目 30	0857-30-4459	0857-30-4497
ヘルパーステーション このゆびとまれ	居 重 行	鳥取市千代水 1 丁目 38	0857-21-8341	0857-30-0321
特定非営利活動法人 このゆびと一まれ	生 発 予	鳥取市千代水 1 丁目 38・39	0857-21-8341	0857-30-0321
障がい者活動センター「絆縁」	居	鳥取市千代水 3 丁目 31	0857-38-8112	0857-38-8122
居宅介護事業所 しらゆき	居 重 行 同	鳥取市千代水 4 丁目 43	0857-30-5700	0857-30-5701
しらゆき 障がい者サポートセンター	生 発 予	鳥取市千代水 4 丁目 43	0857-30-5700	0857-30-5701
リハビリ café	生	鳥取市千代水 4 丁目 45	0857-50-0361	0857-50-0362
ニコリ NiCORi	生	鳥取市千代水 4 丁目 68	0857-30-4531	0857-30-4535
株式会社鳥取介護サービス	居 重 同	鳥取市古海 707-1	0857-30-1696	0857-30-1697
独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	短 生 療 医短 発 予	鳥取市三津 876	0857-59-1111	0857-59-1589
居宅支援事業所 鳥取北	居 重	鳥取市秋里 1181	0857-20-2616	0857-20-2617
就労支援センターぴよんぴよん	居	鳥取市秋里 970-1	0857-22-9122	0857-30-7889
ニチイケアセンター秋里	居 重	鳥取市秋里 1343 レジダンスフォントーン 103	0857-25-3033	0857-29-6677
特定非営利活動法人ひつじの会	居	鳥取市戎町 111-2	0857-24-7551	0857-24-7551
おじぎぞう	居	鳥取市立川町 5 丁目 256-1	0857-30-5675	0857-30-5675
訪問看護事業所 エルスリー鳥取	居 重	鳥取市卯垣 5 丁目 30	0857-30-4520	0857-30-2209
友志陽	居	鳥取市津ノ井 264-1	0857-30-5817	0857-30-5816
トリフィスタ	生	鳥取市津ノ井 248-11	0857-51-0818	0857-51-0766
ヘルパーステーションさくら	居 重	鳥取市西品治 780-2 前田マンション 101 号	0857-54-1368	0857-54-1369
まちの広場ののなファクトリー	A 居 B	鳥取市西品治 831-7	0857-30-4561	0857-30-4562

第5章 参考資料

ワークサポートひといる	☐	鳥取市西品治 592-1・593	0857-30-7967	0857-30-7968
訪問看護アップル	☑ ☑ ☑ ☐	鳥取市商栄町 192	0857-50-0088	0857-50-1090
どんぐりこ	☐	鳥取市商栄町 203-19	0857-30-2700	0857-30-2701
サンワーク	☐	鳥取市商栄町 403-1	0857-30-6250	0857-30-6251
かめの会作業所	☐	鳥取市商栄町 203-11	0857-68-2558	0857-22-5831
鳥取福祉会 訪問看護ステーション	☑	鳥取市的場 2-1	0857-53-6561	0857-53-7291
ニチケアセンター鳥取駅南	☑ ☑ ☑	鳥取市的場 2 丁目 86-1 タウンアローズ 86 102 号	0857-51-7066	0857-51-7068
フレンドシップ	☑ ☐ ☐	鳥取市的場 4 丁目 36	0857-53-0789	0857-53-0789
鳥取市立病院	☒	鳥取市的場 1 丁目 1 番地	0857-37-1522	0857-37-1553
さざなみ作業所	☐	鳥取市田島 814	0857-27-3665	0857-27-3665
ぱにーに	☐ ☐	鳥取市田園町 3 丁目 335-2	0857-54-1212	0857-54-1219
ぱにーに西町店	☐	鳥取市西町 4 丁目 325 番地	0857-26-0707	0857-26-0707
株式会社アール・トップとっとり ヘルパーステーションたんぽぽ	☑ ☑	鳥取市末広温泉町 203	0857-25-6531	0857-25-6532
ここいろ	☑	鳥取市今在家 73-6	0857-30-7861	
グループホーム サマーハウス	☑ ☑	鳥取市湯所町 1 丁目 131	0857-36-1151	0857-36-1152
一般社団法人イナバ総合福祉会	☑ ☑ ☑	鳥取市湯所町 2 丁目 256	0857-32-8208	0857-30-6876
来夢	☑ ☑	鳥取市寿町 791-8	0857-30-4630	0857-30-4631
自立生活援助事業所アプローズ	☑	鳥取市行徳 3 丁目 901-9	0857-30-4635	0857-30-5754
ウイズユー スマイル	☑	鳥取市徳尾 151-13	090-5704-7038	—
NPO法人夢ハウス	☐	鳥取市南吉方 1 丁目 58	0857-24-3918	0857-24-3908
えがお株式会社	☑ ☑ ☑ ☐	鳥取市南吉方 1 丁目 58	0857-29-2032	0857-24-3908
ねっこ作業所	☐	鳥取市南吉方 3 丁目 486	0857-29-4231	0857-29-4231
きらめき機能訓練センター	☐	鳥取市正連寺 114-5	0857-30-7273	0857-30-7273
松の聖母学園	☑ ☑	鳥取市白兔 12-1	0857-59-0361	0857-59-0359
ウイズユー千代工場	☐	鳥取市晩稲 306	0857-31-0077	0857-31-0017
ウイズユー千代作業所	☐	鳥取市晩稲 306	0857-31-6116	0857-31-6199
ホーム若草	☑	鳥取市美萩野 2 丁目 455	0857-59-0361	—
自立生活援助事業所れんれん	☑	鳥取市美萩野 2 丁目 81 番地	0857-30-7677	0857-30-7678
季の風ふくべ	☐	鳥取市福部町海士 459-1	0857-74-3733	0857-74-3733
とっとり未来	☐	鳥取市富安 1 丁目 77 番地	0857-21-5364	0857-21-5364
モアスマイル富安	☑	鳥取市富安 2 丁目 16-4	0857-30-5062	0857-30-5063
障害市福祉センターさわやか	☑	鳥取市富安 2 丁目 96	0857-27-3338	0857-27-3022
アクア	☐	鳥取市新 81-2	0857-30-7383	0857-30-7384

規模多機能型居宅介護施設 陽だまりの家こうなん	生	鳥取市興南町 21-4	0857-50-0966	0857-50-0967
ハピネヘルパーステーション 雲山	居 重	鳥取市興南町 124	0857-39-7505	0857-39-7506
ぷらす ^{わん} one	居	鳥取市興南町 143-1	0857-30-7861	0857-30-7862
松の聖母サポートセンター	生 居	鳥取市伏野 1558-12	0857-59-0900	0857-59-0921
松の聖母学園成人寮	生 施	鳥取市伏野 1558-3	0857-59-0361	0857-59-0359
松の聖母あすなろ園	短 福短	鳥取市伏野 1558-12	0857-59-0361	0857-59-0359
白兔はまなす園	短 生 施 居	鳥取市伏野 2256-1	0857-59-0052	0857-59-1069
しらはまホーム	共	鳥取市伏野 2259-17	0857-59-2023	0857-59-2022
太陽	居	鳥取市桜谷 154-7	0857-54-1710	0857-54-1710
グループホーム和貴の家	共	鳥取市河原町長瀬 51-1	0858-71-0241	0858-71-0242
和貴の郷	移 A 居	鳥取市河原町長瀬 61-11	0858-85-3738	0857-85-3739
ニチイケアセンター河原	居 重 同	鳥取市河原町袋河原 26 アーネスト中央 1 階 5 号室	0858-85-6007	0858-85-3122
小規模多機能型居宅介護施設 陽だまりの家かわはら	生	鳥取市河原町渡一木 230-1	0858-85-1610	0858-85-1611
あゆみ工房	居	鳥取市河原町渡一木 277-1	0858-76-3114	0858-85-0672
就労継続支援事業所どりーむ	居	鳥取市河原町中井 336	0858-71-0564	0858-71-0549
就労継続支援事業所どりーむ	A	鳥取市河原町曳田 710	0858-71-0564	0858-71-0549
特定非営利活動法人ゆうゆう	居	鳥取市河原町佐貫 1102-11	090-2801-9341	—
河原あすなろデｲバﾞｽセンター	居	鳥取市河原町今在家 842	0858-85-1411	0858-85-1573
まどか	居	鳥取市河原町今在家浜 600	0858-71-0915	0858-71-0916
ここいろ用瀬	共	鳥取市用瀬町安蔵 918-6	0858-87-3738	0858-87-3840
ホームよっこらしょ	共	鳥取市用瀬町安蔵 1003-1	0858-87-3770	0858-87-2435
なんやこの 789作業所	生 居	鳥取市用瀬町安蔵 1049	0858-87-3770	0858-87-2435
鳥取市社会福祉協議会 ふくし作業所	居	鳥取市用瀬町別府 96-2	0858-872302	0858-87-2369
さくら工房	居	鳥取市気高町浜村 780-2	0857-82-4500	0857-82-4500
スマイルセンター浜村	生 発 デ	鳥取市気高町北浜 3 丁目 158	0857-82-1550	0857-82-1560
デイサービスはまむら	生	鳥取市気高町新町 2-11	0857-82-6500	0857-82-6501
ヘルパーステーション アシスト	居 重	鳥取市気高町新町 3-16	0857-82-3882	0857-82-3883
ニチイケアセンター鳥取東	居 居 同	鳥取市国府町奥谷 3 丁目 306 番地デュエット 105 号 室	0858-36-8032	0857-22-2886
鹿野かちみ園	短 生 施	鳥取市鹿野町今市 1078	0857-84-2033	0857-84-2034

第5章 参考資料

いまいちホーム	共	鳥取市鹿野町今市 1550	0857-84-3950	—
すずかけ	B	鳥取市鹿野町今市 1550	0857-84-3950	0857-84-3999
鹿野第二かちみ園	短 生 施	鳥取市鹿野町寺内 102	0857-84-3267	0857-84-3293
鳥取市社会福祉協議会 ふくし作業所	B	鳥取市青谷町善田 31-1	0857-85-0220	0857-85-0079
特定非営利活動法人のぞみハウス	B	鳥取市青谷町露谷 50	0857-85-0808	0857-85-0808
訪問介護事業所 松のねっこ	居 重	鳥取市大覚寺 174-16	0857-30-6486	0857-30-6487
一般社団法人アートスペース からふる	B	鳥取市元町 101	0857-35-0191	0857-35-0191
さくらえき 桜笑喜就労支援事業	生 A	鳥取市賀露町北 2 丁目 10-23	0857-30-7885	0857-30-7885
特定非営利活動法人 カナリヤホーム	B	鳥取市賀露町南 1 丁目 2-22	0857-51-0535	0857-51-0533
グループホームみんなの家	共	鳥取市賀露町南 3 丁目 1703-546	0857-30-7677	0857-36-7678
グループホームみんなの家 短期入所事業所	短	鳥取市賀露町南 3 丁目 1703-546	0857-50-1670	0857-50-1673
ののな nonona	移 B	鳥取市相生町 2 丁目 405	0857-30-1201	0857-30-1202
白うさぎ	B	鳥取市永楽温泉町 262	0857-77-4639	0857-77-4090
就労継続支援B型事業所 ローズガーデン	B	鳥取市若葉台 6 丁目 4-25	0857-52-0088	0857-52-0066
アテンド	A	鳥取市吉成南町 2 丁目 171-6	0857-51-1915	0857-51-1916
岩 美 町				
からふる	B	岩美郡岩美町浦富 1418-2	0857-72-3313	0857-72-3314
岩美町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	居 重	岩美郡岩美町浦富 645	0857-72-2500	0857-72-3811
NPO法人きなんせこども館 生活介護・短期入所事業部	短 生	岩美郡岩美町浦富 2475-33	0857-72-3512	0857-72-0736
岩美かたつむり工房	B	岩美郡岩美町新井 269	0857-72-0200	0857-72-0200
岩井あすなろ デイサービスセンター	生	岩美郡岩美町宇治 1034	0857-72-3571	0857-72-3575
若 桜 町				
若桜町社会福祉協議会	居	八頭郡若桜町若桜 1247-1	0858-82-0254	0858-82-1204
若ざくらふれあい作業所	B	八頭郡若桜町若桜 1247-1	0858-76-5035	0858-76-5035
八 頭 町				

特定非営利活動法人 たんぽぽ	生 B	八頭郡八頭町井古 35	0858-72-2558	0858-71-0707
サンサンファーム元輝	相 B	八頭郡八頭町池田 432-1	0858-71-0728	0858-71-0728
相談支援センターPIECE ^{びーす}		八頭郡八頭町宮谷 191-5	0858-71-0610	0858-71-0612
就労継続支援事業所 パレアナの家	B	八頭郡八頭町宮谷 225-1	0858-72-0990	0858-71-0990
八頭町社会福祉協議会 本所	生	八頭郡八頭町宮谷 254-1	0858-72-6210	0858-72-2793
夢工房こばちゃん	B	八頭郡八頭町新興寺 97	0858-84-3050	0858-84-3050
支援センターつばさ	生 自生	八頭郡八頭町郡家 612	0858-71-0283	0858-73-0045
ニチケアセンター八頭	居 重 同	八頭郡八頭町郡家 634-7 林ビル1号室	0858-72-2948	0858-76-7010
シェアくらら ^{しえあ}	共	八頭郡八頭町船岡 1961	0858-71-0790	0858-71-0791
HAL PLACE ^{はる ぶれいす}	B	八頭郡八頭町船岡 348-1	0858-71-0790	0858-71-0791
シェアみにー ^{しえあ}	共	八頭郡八頭町宮谷 240-15	0858-71-0790	0858-71-0791
八頭町社会福祉協議会 船岡支所	居 重	八頭郡八頭町船岡殿 159	0858-73-0672	0858-72-6122
船岡作業所	B	八頭郡八頭町船岡殿 163	0858-73-0797	0858-73-0797
サポートセンターわくわく	生 発 デ	八頭郡八頭町安井宿 26-1	0858-71-0472	0858-71-0482
八頭町社会福祉協議会 八東支所	生	八頭郡八頭町東 593-1	0858-84-2210	0858-84-2227

※冊子「よりよい暮らしのために 2021年度版」を参考に抜粋。

※サービスを提供できない場合もあるため、詳細は各事業所へお問い合わせください。

※事業欄の記号については、下記のとおりとなります。

居…居宅介護 重…重度訪問介護 同…同行援護 行…行動援護 短…短期入所 相…相談支援事業
 共…グループホーム（共同生活援助） 地…地域活動支援センター 生…生活介護 施…施設入所支援
 療…療養介護 自機…自立訓練（機能訓練） 自生…自立訓練（生活訓練） 自援…自立生活援助
 移…就労移行支援 A…就労継続支援A型 B…就労継続支援B型 福短…福祉型障害児入所支援
 医短…医療型障害児入所支援 発…児童発達支援 デ…放課後等デイサービス 保…保育所等訪問支援
 相児…相談支援事業（児童）

第6期智頭町障がい福祉計画
第2期智頭町障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：智頭町

編集：福祉課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地

TEL：0858-75-4102

FAX：0858-75-4110